令和６年第１回定例会

三　沢　市　議　会　会　議　録

第２号（令和６年２月８日）

◎議事日程

第１　市政に対する一般質問

――――――――――――――――――――

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第１号　令和６年度三沢市一般会計予算

第３　議案第２号　令和６年度三沢市国民健康保険特別会計予算

第４　議案第３号　令和６年度三沢市食肉処理センター特別会計予算

第５　議案第４号　令和６年度三沢市介護保険特別会計予算

第６　議案第５号　令和６年度三沢市後期高齢者医療特別会計予算

第７　議案第６号　令和６年度三沢市水道事業会計予算

第８　議案第７号　令和６年度三沢市下水道事業会計予算

第９　議案第８号　令和６年度三沢市立三沢病院事業会計予算

第10　議案第９号　令和５年度三沢市一般会計補正予算（第７号）

第11　議案第10号　令和５年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

第12　議案第11号　令和５年度三沢市介護保険特別会計補正予算（第２号）

第13　議案第12号　令和５年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

第14　議案第13号　令和５年度三沢市下水道事業会計補正予算（第２号）

第15　議案第14号　三沢市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16　議案第15号　三沢市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第17　議案第16号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18　議案第17号　督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第19　議案第18号　三沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第20　議案第19号　三沢市奨学金条例の制定について

第21　議案第20号　三沢市アメリカ広場条例の一部を改正する条例の制定について

第22　議案第21号　三沢市民の森条例の一部を改正する条例の制定について

第23　議案第22号　三沢市犯罪被害者等支援条例の制定について

第24　議案第23号　三沢市ふれあい館条例を廃止する条例の制定について

第25　議案第24号　三沢市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

第26　議案第25号　三沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

第27　議案第26号　三沢市消防本部手数料

条例の一部を改正する条例の制定について

第28　議案第27号　（仮称）し尿処理施設整備事業建設工事請負契約の締結について

第29　議案第28号　市道の路線の廃止について

第30　議案第29号　市道の路線の認定について

第31　総括質疑

（本定例会に追加提出された事件）

第32　議案第30号　令和５年度三沢市一般会計補正予算（第８号）

日程第３２の議事

１．提案理由の説明

２．質疑

第33　特別委員会の設置及び議案の付託

第34　特別委員会委員の選任

◎本日の会議に付した事件

第１　市政に対する一般質問

（本定例会に提出された事件）

第２　議案第１号　令和６年度三沢市一般会計予算

第３　議案第２号　令和６年度三沢市国民健康保険特別会計予算

第４　議案第３号　令和６年度三沢市食肉処理センター特別会計予算

第５　議案第４号　令和６年度三沢市介護保険特別会計予算

第６　議案第５号　令和６年度三沢市後期高齢者医療特別会計予算

第７　議案第６号　令和６年度三沢市水道事業会計予算

第８　議案第７号　令和６年度三沢市下水道事業会計予算

第９　議案第８号　令和６年度三沢市立三沢病院事業会計予算

第10　議案第９号　令和５年度三沢市一般会計補正予算（第７号）

第11　議案第10号　令和５年度三沢市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

第12　議案第11号　令和５年度三沢市介護保険特別会計補正予算（第２号）

第13　議案第12号　令和５年度三沢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

第14　議案第13号　令和５年度三沢市下水道事業会計補正予算（第２号）

第15　議案第14号　三沢市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第16　議案第15号　三沢市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第17　議案第16号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第18　議案第17号　督促手数料廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

第19　議案第18号　三沢市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第20　議案第19号　三沢市奨学金条例の制定について

第21　議案第20号　三沢市アメリカ広場条例の一部を改正する条例の制定について

第22　議案第21号　三沢市民の森条例の一部を改正する条例の制定について

第23　議案第22号　三沢市犯罪被害者等支援条例の制定について

第24　議案第23号　三沢市ふれあい館条例

を廃止する条例の制定について
第25　議案第24号　三沢市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について
第26　議案第25号　三沢市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
第27　議案第26号　三沢市消防本部手数料条例の一部を改正する条例の制定について
第28　議案第27号　（仮称）し尿処理施設整備事業建設工事請負契約の締結について
第29　議案第28号　市道の路線の廃止について
第30　議案第29号　市道の路線の認定について

第31　総括質疑

（本定例会に追加提出された事件）
第32　議案第30号　令和５年度三沢市一般会計補正予算（第８号）

日程第３２の議事
１．提案理由の説明
２．質疑

第33　特別委員会の設置及び議案の付託

第34　特別委員会委員の選任

◎出席議員（１７名）

議長	１番	堀　光雄	君
副議長	１１番	加澤　明	君
	２番	久保田　隆二	君
	３番	舩見　昌功	君
	４番	小比類巻　孝幸	君
	６番	遠藤　泰子	君
	７番	下山　光義	君
	８番	佐々木　卓也	君
	９番	奥本　菜保巳	君
	１０番	澤口　正義	君
	１２番	瀬崎　雅弘	君
	１３番	西村　盛男	君
	１４番	春日　洋子	君
	１５番	小比類巻　雅彦	君
	１６番	馬場　騎一	君
	１７番	堤　喜一郎	君
	１８番	森　三郎	君

◎欠席議員（１名）

５番	田嶋　孝安	君

◎説明のため出席した者（１５名）

市長	小檜山　吉紀	君
副市長	米田　光一郎	君
総務部長	蹴揚　光昭	君
政策部長	田中　浩	君
財務部長	吉村　聖毅	君
市民生活部長	田中　誠	君
健康福祉部長	大塚　勤光	君
経済部長	坂岡　敏行	君
建設部長	織笠　一任	君
上下水道部長	沼辺　慎也	君
総務部参事兼秘書課長	種市　俊之	君
三沢病院事務局長	遠藤　恵介	君
消防長	髙田　義一	君
教育長	山内　康之	君
教育部長	田辺　正英	君

◎職務のため出席した職員

事務局長	長根　正登	君
副参事兼次長	冨田　暁史	君
議事総務係長	白銀　壮太郎	君
主査	中嶋　泰史	君

配付資料

◎予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　　名
１６番	委 員 長	馬　場　騎　一
１３番	副委員長	西　村　盛　男
２番	委　　員	久保田　隆　二
３番	委　　員	舩　見　昌　功
４番	委　　員	小比類巻　孝幸
６番	委　　員	遠　藤　泰　子
７番	委　　員	下　山　光　義
８番	委　　員	佐々木　卓　也
９番	委　　員	奥　本　菜保巳
１０番	委　　員	澤　口　正　義
１２番	委　　員	瀬　崎　雅　弘
１４番	委　　員	春　日　洋　子
１５番	委　　員	小比類巻　雅彦
１７番	委　　員	堤　　喜一郎
１８番	委　　員	森　　三　郎

◎補正予算審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　　名
８番	委 員 長	佐々木　卓　也
７番	副委員長	下　山　光　義
４番	委　　員	小比類巻　孝幸
１０番	委　　員	澤　口　正　義
１３番	委　　員	西　村　盛　男
１５番	委　　員	小比類巻　雅彦
１６番	委　　員	馬　場　騎　一
１７番	委　　員	堤　　喜一郎

◎条例等審査特別委員会委員一覧表

議席番号	職　名	氏　　名
１８番	委 員 長	森　　三　郎
２番	副委員長	久保田　隆　二
３番	委　　員	舩　見　昌　功
６番	委　　員	遠　藤　泰　子
９番	委　　員	奥　本　菜保巳
１２番	委　　員	瀬　崎　雅　弘
１４番	委　　員	春　日　洋　子

午前１０時００分　開議

○議長（堀　光雄君）　おはようございます。

出席議員は、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付またはタブレットに配信しております議事日程第２号をもって進めます。

◎日程第１　市政に対する一般質問

○議長（堀　光雄君）　日程第１　市政に対する一般質問を行います。

久保田隆二議員の登壇を願います。

久保田議員。

○２番（久保田隆二君）　おはようございます。２番、市民クラブの久保田隆二です。

事前の通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まずは、三沢市の準公式サイト「みーなび」について質問いたします。

当市において、令和６年３月１日に、三沢市の様々な魅力を発信するサイト「みーなび」が開設される予定であります。当該サイトは官民連携事業として開設されるもので、サイトの構築・運用に係る費用は全て、地域の事業者からの広告料で賄うもので、市の経費を一切かけずに、地域メディアを開設できるものと承知をしております。

一方で、本事業にて広告募集やサイト構築・運用を行う協働事業者は、大阪市に本社をおく株式会社サイネックスであり、地域のお金が広告料という形で市外の会社に流出することになります。恐らくですが、当該サイトの運営が継続する限り、毎月、毎年、広告料という形でサイネックスに地域のお金が流れ続けることになると考えております。

協働事業者を選定する際に行政が考えるべき視点は、市の経費がかかる、かからないだけではなく、地域経済に与える影響も考慮すべきであると考えており、今回の「みーなび」事業の場合で言えば、広告募集やサイトの構築・運用を行う協働事業者の会社が、地域の事業者から広告料の名目で収入を得ることから、地域の中でお金を回すという観点において、市内の業者を「みーなび」事業の協働事業者として選定することが望ましいと考えております。

また、本事業を市内業者と連携して実施することで、市内の企業・人材のスキルを高め、デジタル人材を育成することにもつながることから、今後、市内業者と協働して実施するべきであると考えておりますが、当市の御見解をお伺いいたします。

次に、二つ目として、特殊詐欺被害防止のための取組について質問いたします。

青森県警のホームページによりますと、令和５年１月から１１月末までの青森県内の特殊詐欺被害の件数は９０件で、被害額は約３億２，４１３万円であり、被害件数は２０１１年の統計開始以降で最も多く、被害額は過去２番目に多い額でありました。特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして、対面することなく信頼をさせ、指定した預貯金口座への振り込みなどにより、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪の総称であり、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、還付金詐欺などがあります。

今までの特殊詐欺でいえば、オレオレ詐欺や還付金詐欺にて御高齢の方がだまされるというイメージが強いのではと思いますが、近年、本県では違った詐欺手口が広がっております。

直近、令和５年の特殊詐欺の傾向として架空料金請求詐欺、金融商品詐欺の手口が多く、御高齢の方以外の被害者が増加しております。具体的にどのような詐欺が発生しているかということですが、架空料金請求詐欺の一部の手口を紹介いたします。「有料サイトの未納料金があります。」、「ウイルスに感染しました。」などのＩＴ知識がない方へ向けた詐欺や、「１億円が当たりました。受け取るには受取手数料が必要です。」、「必ず稼げます。そのために会員登録料が必要で

す。」などの甘い儲け話による詐欺などがあります。これらの連絡は電話ではなく、ＳＮＳなどから連絡が来る手口で、かつての個人宅に電話をかけるなどの詐欺の手口とは異なり、手口が巧妙化しております。

市民の財産を特殊詐欺から守るため、当市としましても情報発信などの被害防止に向けた活動を実施するべきであると考えますが、現状の特殊詐欺被害防止の取組についてお伺いいたします。

以上で、私の壇上からの質問を終了いたします。

御答弁、よろしくお願いいたします。

○議長（堀　光雄君）　ただいまの久保田隆二議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　おはようございます。

ただいまの久保田議員御質問の行政問題の第２点目、特殊詐欺被害防止のための取組については私から、そのほかにつきましては、副市長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

青森県警察本部の統計によりますと、特殊詐欺の認知件数は、令和４年１１月末時点で３１件、令和５年同時期では９０件で、約３倍となっております。特殊詐欺の中でも架空請求詐欺の認知件数は、約２倍に増加し、金融商品詐欺の認知件数は、約７倍と急増しております。

この架空請求詐欺及び金融商品詐欺の認知件数の増加に関しましては、三沢市消費生活センターへの相談内容などから、支払期限が短い急な請求に対し、冷静さを失ったり、安易に収入が得られるという誘いに乗ったりしていることなどが要因であると認識しております。

また、被害者の年齢層につきましては、令和４年までは６５歳以上が半数以上でありましたが、令和５年では６５歳未満が半数以上を占めております。

当市といたしましては、特殊詐欺被害防止のため、市のホームページ、広報みさわ、マックテレビを活用し、注意を促すとともに、出前講座に出向き、周知活動を行っているところであります。

このほか、三沢市防犯協会に依頼して、防犯パトロール車により、特殊詐欺被害防止の音声を流しながら市内のパトロールを実施したり、三沢警察署と合同で年金支給日に三沢ショッピングセンターにおいて街頭活動を展開するなど、特殊詐欺被害の未然防止に取り組んでおります。

また、三沢警察署から依頼を受け、防災無線による放送と併せて、市の情報メールと公式ＬＩＮＥで注意喚起の情報を発信するなど、早急な被害拡大予防の対策にも努めているところであります。

今後におきましても、市民が安心して暮らせるよう、三沢警察署及び三沢市防犯協会と連携しながら、特殊詐欺被害防止に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（堀　光雄君）　副市長。

○副市長（米田光一郎君）　行政問題の第１点目、三沢市の準公式サイト「みーなび」についてお答えいたします。

準公式サイト「みーなび」につきましては、当市と市外事業所である株式会社サイネックスとが協働で構築・運用する県内の自治体では初となる官民協働型シティプロモーション特設サイトとなっております。

このサイトの特徴といたしましては、当市の行政情報に加え、地域住民や企業、団体からの投稿により、地域情報、例えば市民活動団体のイベント情報のほか、企業の求人情報、地元の話題など、当市に関する情報を一つのサイトに集約して発信することが可能となり、地域の活性化はもとより、市内外への当市の魅力発信につながるものと期待しております。

運用にかかる費用につきましては、当該サイト内に掲載されている有料広告で賄われる

ため、市からの経費負担は発生しないものとなっております。

御質問の市内事業者と協働して実施するべきではないかにつきましては、サイト運用に関する技術提供や広告の募集に関するノウハウ等が懸念されるところでありますことから、安定的に管理・運営するため、他自治体で運用実績のある株式会社サイネックスと協定を締結し、現在、来月１日からの運用開始を目指し、作業を進めているところでございます。

今後におきましては、新たな情報発信のツールとなる「みーなび」を最大限活用し、当市の様々な情報発信に努めるとともに、御提案のございました市内事業者との連携、協働についても調査、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　久保田議員。

○２番（久保田隆二君）　御答弁いただきまして、誠にありがとうございました。

１番から順番に再質問をさせていただきたいと思います。

まず、１番の三沢市の準公式サイト「みーなび」についてなのですが、今、御答弁の中でもございましたとおりに、私も正直この質問をさせていただいていて、今この「みーなび」を三沢市内で制作して、マネジメントを取れる会社とか人材がいるかと言われると、私の見立てでも正直３人もいないなというか、多分その人もほかの事業をやっていたりして、ここをやっている暇がないと思うので、現状、私自身はできる人はいないと思っています。

ただ、その中でも質問させていただいた意図として、やはりこういうのを、これからデジタル化社会を迎える中で、なるべく地域の中でやっていけるように今後していくべきなのではないかと思っていまして、例えば今回ウェブ制作でいうならば、ウェブをうまくつくり出せる人とか、情報コンテンツを設計できる人とか、そういう人は結構市外に多いのですけれども、例えば三沢市内にもウェブ制作会社は何社かありますし、あとは例えば広告募集をする部分であれば、例えば営業マンみたいな人が広告募集だけはやれるというか、ウェブサイトはウェブを制作するのが強い人を外から持ってきてもいいのですけれども、実際広告募集するところだけは市内にいる人がやれるようにするとか、そういうできるところは市内でも賄えたのではないかと私は思っていて。

そうしたときに、今後私が再質問で言いたいのが、市内の例えば担当職員とか、地域の会社を巻き込んで、一緒にまずは勉強するというか、どういうメディアをつくっていくべきかとか、どういうサイトが見やすいのかとか、どういう動画のほうが見やすいとか、今後多分、今いろいろなところでデジタルを使って今後発信をしていくことになると思いますから、市外の業者に今丸投げするというのは非常に、まずは大切なことだと思うのですけれども、なるべく市内の会社でやれるように、ちょっとずつ勉強とか、市内の業者と連携して、育成とか、そういったことをやっていくことが私は必要だと思っているのですが、そういったお考えがないかどうかというところを再質問で少し聞かせていただきたいです。

○議長（堀　光雄君）　答弁願います。

政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

職員を含めて、様々な勉強会、そういったものを立ち上げながら進めてはどうかというような御質問だったと思います。

まず、市内の業者につきましては、デジタル人材の育成という観点からいけば、これは必要なことだと感じております。ただ、企業ということもありますので、三沢市でどこまで、どういう形で携わっていけばいいのかというような問題もあると思いますので、まずは３月１日の運用開始に向けて、作業を進めてまいりたいと考えております。

そして、この「みーなび」につきまして、運用していく中で、担当課、広報広聴課になりますけれども、広報広聴課の中でデジタル人材の育成ですとか、市内事業者との協働、こちらについても随時調査研究をしてまいりたいというように考えてございます。その上で、必要に応じまして、また勉強会というようなものも検討しながら、前に進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　久保田議員。

○２番（久保田隆二君）　御答弁いただきまして、ありがとうございました。

再々質問はございません。最後に、「みーなび」のほうをちょっと担当課のほうで運用をされて、今後できるところから、なるべくは巻き取って、市内でできるようにしていく方向でいろいろとちょっと検討していただければと思っております。

以上です。

次に二つ目の特殊詐欺被害防止のための取組についての話だったのですが、今御答弁の中でいろいろと三沢市内で既に取り組まれていることをお聞きしました。非常にいろいろな、様々な活動をされているということで、私も非常に安心をいたしました。

私、今回この特殊詐欺被害防止をニュースで知って、今取り上げた意図として、今後御高齢の方とか、スマホとか、要はインターネットを使う方が今後増えていくというふうに思ったときに、最近この特殊詐欺の手口というのが、先ほども私質問の中で紹介しましたけれども、従来のような電話による手口というよりは、ネット上でアプローチしてくるとか、ＳＮＳとか、例えば私も最近ＬＩＮＥとかフェイスブックで急に友達申請が来て、急にダイレクトメッセージが来たりして、そこから詐欺が始まるようなこともあって、なので、そういった特にネットに特化した詐欺が広がってくる可能性があるのではないかというところを思っていまして、そういったインターネットとかスマホとか、そういったところからの特殊詐欺に対する対策みたいなところに関して、現状どのようにお考えなのかどうかというところを再質問させていただきたいと思います。

○議長（堀　光雄君）　答弁願います。

市民生活部長。

○市民生活部長（田中　誠君）　ただいまの再質問、これまで電話などによる詐欺が多かったのですが、スマートフォンやインターネットに特化した詐欺被害に対してどのような対策を考えているのかという御質問にお答えいたします。

当市では、青森県消費生活センターにおいて増加傾向にある相談内容について情報提供をいただいております。この情報に基づき、広報みさわでパソコンやスマートフォンを利用した詐欺に関する注意喚起を令和５年８月から２か月に１回、これまで計４回実施してまいりました。

今後におきましても、三沢警察署及び青森県消費生活センターなど関係機関と連携しながら、より効果的な情報発信の手段を検討しながら、迅速に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　以上で、久保田隆二議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

奥本菜保巳議員の登壇を願います。

奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　おはようございます。日本共産党、奥本菜保巳でございます。

まず初めに、今年１月１日に発生しました能登半島地震に際しまして、犠牲になられた方々に心からの哀悼の意を表し、被災されていらっしゃる、今大変な生活を強いられている皆さんに対して、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、今任期中、本日で最後の一般質問になります。任期４年間、市民の負託を受け、市民の声を届けることをモットーに、全ての議会で一般質問をすることを心がけてまいり

ました。本日も市民からお聞きした小さな声を届ける質問をしたいと思っております。

それでは、基地問題、行政問題について、通告順に質問いたします。

まず、第１の質問、基地問題について伺います。

基地問題における第１の質問、岡三沢５丁目・６丁目地区早期移転について伺います。

これまで、当該地区の住民の方々は、長年三沢基地に起因する訓練等の騒音に苦しめられてきました。何十年もの長きにわたり、現在まで岡三沢５丁目・６丁目地区の住民の皆さん、浜三沢地区の住民の皆さんは、町内一部の方々の集団移転により、町内の分断を余儀なくされ、残された地域住民は現在も航空機による騒音被害に苦しめられています。そのため、一刻も早い集団移転の実現に向け、三沢市や県、国に対し、根気強く要請活動を継続されておられます。そして、その甲斐あって、ようやく一歩前進し、令和６年度中に新たな集団移転などの根拠となる騒音コンターが作成される予定になっています。長きにわたる要請活動により、高齢化が進んでいる中、一刻も早い移転措置が望まれています。

そこで伺います。当該地区の集団移転が完了するまでのスケジュールについて、過去に行われた集団移転の経緯を参考に、一般論で結構ですのでお示しいただきたいと思います。当局の答弁を求めます。

次に、当該地区早期移転の２点目について伺います。

当該地区地域の住民の方から、「集団移転が実現しても、自宅は築年数がたっており、敷地も狭いため、新たに家を建てるだけの補償金は見込めないと思うので、行き場がなくなる。不安だ。」というお話を伺いました。「長年騒音に苦しめられ、そのあげく、住み慣れた土地を離れなければならない。新たな土地を提供されても、そこに家を建てられない。建てられたとしても、年金のみでは評価額が上昇する固定資産税を納められないと思う。」という切実な声をお聞きしました。騒音被害に苦しむ、高齢化が進む住民の方々の願いを叶えるため、早期に集団移転計画を進め、そしてお一人、お一人の希望に沿う最善の移転措置が必要となります。よって、不安解消に向けた対策が必要であると思います。どのように対応されるのか、当局の見解を伺います。

次に、基地問題における第２の質問、米軍横田基地所属のＣＶ－２２オスプレイにおける三沢での訓練について伺います。

ＣＶ－２２オスプレイについて、私はこれまでも数回にわたり、当該機の問題点を指摘してまいりました。ＣＶ－２２オスプレイは、元々日本の防衛と無関係の特殊部隊用の輸送機です。敵地に侵入して暗殺や襲撃、拉致などを行う特殊部隊員を運ぶ輸送機として開発されました。その任務を遂行するためには、敵地に侵入するための超低空飛行訓練や夜間飛行訓練が必要となります。また、オスプレイはヘリコプターのように離着陸し、飛行機のように飛ぶことができる巧妙な設計のため、故障率が高いと言われ、さらに危険な訓練が伴うため、事故率が高いとされています。

アメリカハワイでは人口密集地上空を飛んではならないとされているそうですが、横田基地周辺では人口密集地上空を頻繁に低空で飛行するＣＶ－２２が目撃され、問題となっていました。これまでＣＶ－２２は、私たち市民に何も知らせないまま、縦横無尽にどこでも飛行訓練ができる状況になっていました。三沢対地射爆撃場や小川原湖を通常の訓練場として、横田と三沢を頻繁に行き来しておりました。当初は、事前通告なしで小川原湖での訓練を行っておりました。漁業者からの反発を受け、現在は事前に通告してから訓練を行っていますが、訓練区域を一方的に拡大しています。

横田基地所属の当該機は全部で６機が配備されていました。そのうちの１機が昨年１１月２９日、鹿児島県の屋久島沖で墜落事故が

発生し、乗組員８人全員が死亡いたしました。その事故を受け、現在は世界にあるオスプレイ全ての機種４００機の運用が停止されています。日本が購入した自衛隊のオスプレイ１３機も飛行停止措置が取られております。米国の米軍予備役の支援団体によりますと、これまでにオスプレイの乗組員は５６人が死亡と報告され、今回の墜落で８人の死亡が追加されることになりました。とりわけ、２０２２年から２３年の２年間で２０人が死亡しています。大変事故率の高い輸送機だということを指摘しなければなりません。

このような事故率の高いオスプレイが三沢上空を飛行し、通常訓練を繰り返してきたことは、三沢市民の安心・安全を守るという観点から黙認することはできないと思います。これまでオスプレイは墜落事故のたびに調査をされ、新たな安全機能を加えて飛行を再開し、そしてまた墜落事故が起こる、それが繰り返されてきたということです。以上のことから、今後この欠陥機を三沢で訓練させることは認められないと思います。当市の見解を伺います。

次に、行政問題における第１の質問、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

新型コロナウイルス感染症が、昨年５月８日以降、２類から５類に移行したことから入院費及び治療の薬代に自己負担分が発生し、今年４月からは通常の医療体制に移行されることになっています。その結果、窓口での自己負担分が重くなり、受診を控える方々が増えることが懸念されています。

また、厚生労働省では、ワクチン接種費用は定期接種対象者が７，０００円程度としています。任意接種はより高額になるとのことから、ますますワクチン接種を控え、新型コロナ感染症の患者が蔓延することも懸念されます。

ワクチン接種においては、接種によって体調を崩したり、後遺症が出たりと控える方もいらっしゃいます。そこは自己の判断に委ねられ、強制されるべきものではありませんが、やはり中には持病を持ち、重症化を避けるため接種に積極的な方々もいらっしゃいます。

現在、三沢市ではインフルエンザ予防接種において、子供や６５歳以上の方々に対し、接種費用の一部を助成しています。そこで、インフルエンザ予防接種と同じように、新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種費用へも助成措置が求められると思います。

また、感染を確認するための検査キットの配布も必要ではないでしょうか。学校や福祉施設等では集団感染が起きやすく、常に感染を確認する必要があるため、検査キットを配置しておかなければならず、その費用負担も施設運営に重くのしかかります。

よって、検査キットの配布やワクチン接種費用への助成措置が求められます。当市の見解を伺います。

次に、行政問題における第２の質問、障害者雇用について伺います。

「障害者雇用とは、障害者基本法の基本理念で定められているとおり、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための取組です。」とあります。そして雇用分野に関する法律である障害者雇用促進法では、障害者の職業の安定を図るため、民間企業や国、地方公共団体などに対し、常時雇用している労働者の一定割合に相当する人数以上、障害者の雇用を義務づけています。よって、障害者雇用においては、障害者を雇用する義務の啓発活動が鍵となっていると考えます。

三沢市におきましても、障害者の雇用に対して、障害者雇用に関わる様々な団体や、七戸養護学校の先生方が企業に働きかけして雇用に結びつけ、成果を上げていることも承知しております。

４０人以上雇用している企業に対しては、まず障害者を雇う義務があり、法定雇用率が規定されています。令和５年度からの障害者

雇用率は２．７％とする、ただし雇い入れに係る計画的な対応が可能となるよう、令和５年度においては２．３％で据え置き、令和６年度から２．５％、令和８年度から２．７％と段階的に引き上げることとするとあります。

障害者雇用率制度の対象となる障害のある方は、身体障害者、知的障害者、精神障害者です。以前は身体障害者と知的障害者だけでしたが、２０１８年４月の改正により、精神障害者も雇用率算定の対象に加わりました。企業が雇用している障害のある方の数が、本来雇うべき法定雇用障害者数に届いていない場合、事業主は障害者雇用納付金として、不足１人につき月額５万円を納める必要があります。しかしそれを支払ってでも障害者を雇用しない企業もあると伺いました。

これだけ人手不足が社会問題となっている中、ポテンシャルの高い障害者を雇わないというのは、社会的損失を招いていると思います。障害を個性として捉え、障害者の人権を尊重することが共生社会への実現につながります。そこで、当市における民間企業等への障害者雇用促進のための取組について伺いたいと思います。御答弁をよろしくお願いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（堀　光雄君）　ただいまの奥本菜保巳議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　まず初めに、令和５年１１月２９日、鹿児島県屋久島沖にて発生しました米空軍ＣＶ－２２オスプレイの墜落事故により、亡くなられた乗員及びその御家族の皆様に対し、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、奥本議員御質問の基地問題の２点目、米軍横田基地所属ＣＶ－２２オスプレイの三沢での訓練については私から、そのほかにつきましては政策部長並びに健康福祉部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

さて、米軍は当該事故を受け、日本時間１２月７日、リスクを軽減するため、オスプレイを所有する全ての軍種において、オスプレイの運用を停止する旨、発表いたしました。また、同月１２日の木原防衛大臣とオースティン米国防長官との電話会談において、オースティン長官は国防省にとって米隊員及び日本のコミュニティーの安全が最優先事項であると述べております。現在、当該事故から２か月以上が経過いたしましたが、オスプレイの飛行再開はされておらず、今後の見通しについても情報は入っておりません。今後におけるＣＶ－２２オスプレイの三沢での訓練についての市の対応につきましては、米空軍ＣＶ－２２オスプレイの運用に関して、現時点で不透明でありますことから、今後の動向を注視しながら情報収集に努めるなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

私からは、以上であります。

○議長（堀　光雄君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　基地問題の岡三沢５丁目・６丁目地区早期移転についての第１点目、集団移転が完了するまでのスケジュールの見込みについてお答えいたします。

三沢飛行場の第１種区域等については、平成１１年３月の最終指定告示以降、配備機種の更新等により騒音状況が変化していることから、国において航空機騒音の状況を把握するための騒音度調査を令和５年度から６年度にかけて実施をし、その結果を基に騒音コンターを作成、Ｆ－３５Ａ戦闘機の配備完了後の運用も考慮した上で、騒音区域の見直しが実施される予定でございます。当該調査については、本来であれば、Ｆ－３５Ａ戦闘機が全機配備され、ある程度の運用がされてから実施するところでございますが、市議会とともに岡三沢５丁目・６丁目地区の早期移転について、長年粘り強く国に要望してきた結果、Ｆ－３５Ａ戦闘機配備完了前に当該調査に着手していただけたものと理解をしてございます。

御質問の集団移転が完了するまでのスケジュールの見込みについてでありますけれども、騒音区域の告示後に移転の対象となる住民への説明及び希望調査等を行い、その後、集団移転先地の選定作業、用地の確保、移転計画の作成を経て、移転先地の整備及び分譲、そして住宅の建設、移転元地の住宅解体等、所要の事業が進められます。

これらに要する期間につきましては、移転の規模や状況等により異なるため、完了までのスケジュールは一概に申し上げることはできませんけれども、当市における過去の集団移転事業から推察すると、告示から移転開始までは５年程度の期間が必要であると考えております。

いずれにいたしましても、現在行われている騒音度調査は２年かかることから、その後実施される移転事業が少しでも早く進められるよう、市といたしましては、引き続き国に働きかけてまいりたいと考えております。

第１点については、以上でございます。

次に、岡三沢５丁目・６丁目地区早期移転についての第２点目、移転に関する住民の不安解消対策についてお答えいたします。

岡三沢５丁目・６丁目地区の住民の方々は、日夜繰り返される訓練等による航空機騒音に苦しんでおり、さらに航空機事故の不安を抱えながら日々生活していることから、市としましては市議会とともに長年にわたり、同地区の早期移転について国に要望してまいりました。

こうした中、令和５年７月から国による三沢飛行場における騒音区域の見直しのための騒音度調査が開始されたところでありますが、移転対象区域については騒音区域の告示によりまして確定されることから、現時点では市内のどの地域が移転対象となるのか、また、対象となる建物等がどの程度の補償を受けられるのかについては、まだ分からないというのが現状でございます。

市といたしましては、現時点で移転対象区域が確定していないため、推測や仮定に基づいた対応は住民の方々に誤解を与えかねないというようなこともありますので、慎重を要するものと考えておりますが、岡三沢５丁目・６丁目地区の方々が心配や不安を抱く心情というのは、当然、十分理解をしているところでございますので、少しでもその不安が解消されるよう、住民の声を聞くなり、そういった機会をもって、住民に寄り添った対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　行政問題の第１点目、新型コロナウイルス感染症対策についてお答えいたします。

新型コロナウイルスワクチン接種は、予防接種法上の特例臨時接種として、令和６年３月３１日まで全額公費負担で実施することとなっております。御承知のとおり、令和６年４月以降は、自治体による定期接種として実施することとの国の方針があり、接種対象者は６５歳以上の方と一定の基礎疾患を有する６０歳から６４歳の方とされております。接種時期は季節性インフルエンザワクチンと同様、秋冬に１回の接種として現在準備を進めているところでございます。

また、令和６年度以降においては、新型コロナウイルスワクチンが他のワクチンと同様に一般流通が行われる見込みであり、先ほど申し上げた定期接種対象者以外であっても、予防接種法に基づかない任意接種として接種の機会を得ることが可能であるとされております。

このようなことから、４月以降の定期接種及び任意接種においては、接種される方に費用負担が生じることとなり、その標準的な費用としては、国からは１回７，０００円程度と示されておりますが、助成等の実施につきましては、各自治体で検討することとなっております。

当市といたしましては、ワクチン接種により感染拡大防止や重症化予防などの効果が期

待できることから、希望する方が安心して接種を受けやすい体制にすることは大変重要であると認識しております。このことから、現在実施しているインフルエンザワクチン接種の接種費用との整合性や他自治体の実施動向等を見極めながら、助成対象者や助成額を検討してまいりたいと考えております。

次に、抗原検査キットの配布についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが５類に移行したことにより、法律に基づき、行政が様々な要請、関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組を基本とする仕組みに転換されてきております。抗原検査キットの使用は、症状を自覚した際に、御自身で検査し、新型コロナウイルス感染症によるものかを知ることで、重症化や周りへの感染拡大を防ぐためにも有効なものであります。しかしながら、抗原検査キットで陽性となっても、その後の受診や療養、就業については、御自身や各事業所の判断に委ねられるものとなっていることから、現時点では個人や事業所等で必要に応じて購入し、使用していただくものと考えております。

このことから、当市における抗原検査キットの配布につきましては、感染法上の５類感染症に対する今後の国の対応等を十分に勘案しながら、実施の可否について慎重に検討してまいります。

続きまして、行政問題の第２点目、障害者雇用についてお答えいたします。

当市では、国の基本指針に基づき、平成３１年３月に策定した第３期障がい者計画の共通理念の実現に向けて、１０の基本目標を設定し、その一つに雇用、就労の支援を掲げ、障害者の雇用と就労の支援を推進してまいりました。また、今年度策定予定の第４期障がい者計画へも引き続き基本目標として掲げ、推進していくこととしております。

民間企業における障害者雇用の現状については、障害者の雇用の促進等に関する法律において定められる法定雇用率２．３％に対し、三沢公共職業安定所管内における令和５年６月１日現在の雇用率は２．５４％と法定雇用率を上回っており、障害者雇用は着々と進んでいるものと考えております。

当市におけるこれまでの障害者雇用、就労支援の取組といたしましては、三沢市障害者支援協議会に障害者就労支援部会を設置し、三沢公共職業安定所や障害福祉サービス事業所、特別支援学校、行政等が連携を図りながら、市民向けにアンテナショップや障害者就労支援説明会を開催するなど、障害者が働く現場について理解、促進を図っているところであります。

また、上十三地区の企業や障害者支援事業所、特別支援学校など、多方面の関係機関が組織している上十三障害者就労支援連絡会では、障害者の雇用促進を目的に、会員を対象とした企業見学会の実施や、個人や企業を対象としたセミナーを開催しているところであります。

市といたしましては、これらの取組を継続し、さらなる障害者と障害に対する理解を進めつつ、今後は民間企業や経済団体にも関心を持っていただけるような実施方法や、広報の強化について関係機関と連携しながら調査研究を進め、障害者雇用の一層の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、質問順に再質問させていただきたいと思います。

まず、基地問題で、岡三沢５丁目・６丁目地区早期移転についてなのですけれども、今本当に一生懸命、市長はじめ、そして議会はじめ、取り組んでまいりました。それは十分に承知しております。その中で、本当に騒音被害、まだあと、今お話聞いたら、開始５年からということなので、まだまだかかるのかなというふうに思いました。

私いつも思うのですけれども、確かにコン

ターとか、そういう７５デシベル以上とか、そういうふうな第二種とかあるのですけれども、そこに暮らしている住民の方々の本当に大変な状況、それだけで評価していいのかなというふうにいつも疑問に思っていて、私いつも思うのですけれども、防衛省の方々に実際のこの地域で暮らしてみてほしいと。そうすればどれだけ騒音がひどいか。例えばものすごい訓練のときの、私はちょっと離れていますけれども、それでもうるさいです。そういうふうな、どれだけ住民の皆さんがそこで苦しんで、テレビの音も聞こえない、電話の声も聞こえない、突然夜にものすごい爆音がするという話も聞きました。そういうのを体感していただきたいと。本当に私は思っています。そうすれば、どれだけその人たちの苦しみが分かり、そして、どれだけ早くそこから集団移転させなければいけないという思いが、防衛省の、国のところにも伝わるのではないかなというふうに思っています。

この地域の住民の精神的苦痛、これは損害賠償も請求できるぐらいだと思うのですけれども、特に高齢化率が２５％、４人に１人が高齢者ということで、一刻も早く移転させてあげなければ、私は今までの苦労が本当に水の泡になってしまうのではないかなというふうに思います。

この前例主義にとらわれることなく、こういうスケジュールですと、行政というか、そういうところというのは、もう本当に法律だとか枠にはまったことしかしないのですけれども、すみません、こういうことを言ってはいけないかもしれないのですけれども、そういう部分で前例主義にとらわれることなく、住民の方々の今大変だという思い、それに沿って優先順位を決めて、移転措置、作業を急ぐ手立て、こういったことが私は本当に必要だと思うのですけれども、それに対しての取組の意気込みを市長、お聞かせいただきたいと思うのですけれども。市長、今まで何回も意気込みを語っていらっしゃいますけれども、やはり高齢化が進んでいる中で、このあたり、ここでもまた意気込みを語っていただきたいと思います。

○議長（堀　光雄君）　答弁願います。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　意気込みを見せたいと思います。

全く奥本議員がおっしゃっていることは大変よく分かります。私も前にもそこに防衛省関係の人に住んでみろとは言わないけれども、数日間来てみて、そばで聞いてみてくださいというふうなことを申したことがありますので、とにかく一刻も早く苦しんでいる人たちのそういう苦しみを取ってあげてくださいということを、これからもまた場を捉えて伝えてまいりたいと思いますので、頑張りますので御容赦願いたいと思います。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

意気込みをお聞きしたのですけれども、市長、声がちょっと小さかったかなと。そこがちょっと残念だったのですけれども。ぜひ、もうあなたたち飛ばせないよと、三沢の空は飛ばせないよというくらいの、机をたたくまではいかなくても、そういうやはり防衛省の方々に対して、しっかりと強い態度で、５年ではなくて、もう本当に１年、２年でできるのではないかと思うくらいのスピード感を持ってやっていただくように強く言っていただきたいと思います。

そして移転補償の件だったのですけれども、基地問題の２点目、早期移転の２点目なのですが、やはり今住民の方々、私も移転が一歩、ちょっと進んでよかったですねというお話をしたら、いや、そうではないのだよと、区割りがあるのですけれども、やはり移転しても行き場がなくなるのではないかというすごい不安を抱えているというようなこともお聞きしました。

今、まだコンター作成区域の見直し、完了前にいろいろ告示から開始とかというふうに、まだまだ先が何年もかかるなと今思った

のですけれども、その中で、やはりこういった方々に対する路頭に迷わせることのない、今から国に対して、この住民の方たちの不安をしっかりと伝えて、そしてそれをしっかり解消してもらうというふうなことを今から言っておいていただきたいのです。なので、そういう部分で国に厳しく要求して、それでもあれだったら、本当に住んでみろと言ってほしいです。空き家もありますから。そういうことで、強く訴えていただきたいというふうに思います。

再質問はございません。

基地問題の２点目、ＣＶ－２２オスプレイなのですけれども、当初から欠陥機というふうに言われていまして、私も議会で何回も取り上げてきているのですけれども、とうとうこういうふうな墜落事故が起きたかと。これがまず、横田基地にある６機、これは順次、あちこち沖縄のほうに行ったり、岩国へ行ったりしているわけですけれども、その墜落したのがひょっとしたら三沢で訓練していたかもしれないということもあります。

このＣＶ－２２オスプレイというのは、墜落するたびに原因究明、調査して、それに安全装置を加えて安全対策を取って再開するのですけれども、でもまた墜落を繰り返してきました。致命的な欠陥があるからだというふうに言われています。ヘリコプターと固定翼機のいいとこ取りをしようとした結果、中途半端な欠陥機になったのではないのかということも言われております。アメリカの国防総省、２０２６年にオスプレイの生産ラインを閉鎖する方針を決めています。ただし、２０５０年代まで運用する計画となっているそうなのです。ですから、まだまだ運用する気があるということになります。ですから、三沢での訓練再開という可能性は本当にあります。

よって、三沢市民の生命・財産を守るために、やはり私は今このはっきりと、再開するとかしないとかというのは公表されていませんし発表もされていないのですけれども、このオスプレイは、やはり三沢の空を飛んではいけないということで、国に対し、はっきりともの申していくべきだと思うのですけれども、それについての御答弁をお願いします。

○議長（堀　光雄君）　答弁願います。

政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答えいたします。

厳しい姿勢で、その運用について対応するべきではないのかというような御質問だったかと思いますけれども、まずこのＣＶ－２２オスプレイにつきましては、国防にかかわる問題でもありますので、一地方自治体が可否を論ずることはなかなか難しいものと考えてございます。ただ、市民の皆様に、住民の皆様に、生命とか財産に被害が及ぶというようなことがあれば、これは当然、国のほうに必要として申し伝える、抗議することは必要だと思います。それと、今後においても、市民の立場に立った基地対策、そのことに鋭意努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

市民の安心・安全、その立場に立って対応していくという力強い発言をいただきました。ただ、今、安全が脅かされることがあればというお話があったのですけれども、あっては困るのです。墜落した後に大変なことになったと。特に命というのは、このオスプレイに乗っていた乗組員の方々も８人亡くなりまして、本当に心からお悔やみ申し上げたいと思うのですけれども、そういうふうに命って返ってこないので、あってからでは遅いので、私はこういう話をしているわけで。ぜひ、これだけ墜落事故を起こしていて、この２年間でも２０人亡くなっているという話で、やはりそういう意味でも三沢でこの危険な欠陥機と言われるオスプレイは飛んではいけないと思うのです。なので、その辺はしっかりと今後の動向を見ながら、厳しく対応し

ていただきたいし、もしそういう兆候があれば、前もってその飛行に関して情報を市民に提供して、そして飛ばせないというようなことで強く対応していただきたいなということを申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

次に、行政問題の新型コロナウイルス感染症なのですけれども、今、定期接種対象者７，０００円ということで、やはりこれまで無料で受けられてきて、経済優先ということもありますし、だんだん皆さんもただの風邪のような感じで対応していて、そういう部分では実際に自分が風邪を引いたときも、実際、コロナに感染しているのか、インフルエンザに感染しているのか、それすらも調べない。風邪だといって、風邪薬を飲んで、ちょっと具合が悪ければお家で寝て、ちょっと元気になったら出てくるというふうな状況が私は今続いているのかなと思っているのです。全数把握しているわけでもないし、定点ですよね。だから、今自分が感染しているということを申告しなくてもいいですから、私たちが知らないうちにどんどん新型コロナ感染症が広がっていく中で重症化で亡くなる。そういうケースがやはり出てくるのではないかなということをすごく危惧しています。

そこで、今対象７，０００円ということでインフルエンザ同様に秋冬ということですから、それに向けて、今後、今インフルエンザ同様に助成するという方向で考えているというふうに私は今御答弁の中で理解しました。ぜひとも、それは必要だと思うのでやっていただきたいと思います。

任意の接種者なのですけれども、まず、やはり任意が７，０００円以上となると、受けなくてもいいかなという思いの人も、受けたくても受けられないという人たちが出てくると思うのです。生活保護受給者、低年金の高齢者の方、低所得者の方々、これまで受けてきたという方々、中にはいると思うのです。助成制度、この方々に対しても、やはり必要だと思うのですけれども、任意のほうです。任意の接種者。これについて御見解をお願いします。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　ただいま、奥本議員の再質問、低所得者に対する接種助成と言いますか、負担軽減という質問の内容だったと思うのですけれども、まず国では新型コロナウイルスワクチンや季節性インフルエンザ等の予防接種法上のＢ類の定期接種に分類されるワクチンにつきましては、低所得者以外から実費を徴収することが可能と言っております。これ、つまり、低所得者から実費を徴収しないことというふうに言い換えでき、国では低所得者の接種費用分は普通交付税のほうで措置されることとなっております。ですから、当市では新型コロナウイルスワクチンにつきましては、季節性インフルエンザのワクチンと同様に生活保護受給者の接種費用につきましては無料とする方向で現在準備を進めております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　ありがとうございました。

そうしましたら、生活保護受給者、そしてまた住民税の非課税世帯なのですか、そういう低所得者の方々にも無料で受けられるというふうに教えていただきました。ありがとうございます。ぜひ、それは周知していただければなというふうに思います。特に高齢者の方、持病を抱えている方、そういった方々にまず安心していただくためにも周知徹底していただければというふうに思います。

次に再々質問なのですけれども、検査キット、抗原検査キットとかもあると思うのですけれども、これは福祉施設等、そういうところでは高齢者の方々というのは免疫力が低下しているので感染しやすくなっているということ。本当に感染拡大というのが起きやすい。私の知っている方もそうでしたけれども、福祉施設に勤めている方、やはり高齢者の方々で感染が蔓延したと。本人もかかった

というようなことで、大変な思いをされていて、キットは毎日ではないのですけれども、とにかく常に高齢者の方に感染させてはいけないということで、常にチェックして、常にあるというふうに伺っていました、キットが。

そういうところなのですけれども、やはり今福祉施設の事業所も電気料金だとか様々な固定費がかかって、運営が大変だという中で、この高齢者の人に感染させてはいけないという部分の様々な感染防止の備品、これもそうですけれども、それもかなり、ちりも積もれば山となるではないですけれども、金額小さくてもずっと続くとなると負担になっているというふうにお聞きしております。

ですので、デイサービスとか介護施設、グループホームとか、またそういう医療機関、そういった施設に助成、補助または検査キットの配布、こういったことがまだまだやはり必要なのではないかなと思うのですけれども、それについての答弁をお願いします。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　ただいまの奥本議員の再々質問ですけれども、検査キットを高齢者の福祉施設とか、そういった医療機関とかに配布、助成する考えはないかといった質問にお答えいたします。

まず、国のほうは５類感染症への移行時には、今後、今のオミクロン株と大きく病原性が異なる変異株が出現するなど、科学的な前提が今と大きく異なる場合には、直ちに対応を見直すということを言っています。

奥本議員御質問の介護施設とか、あと医療機関というものは、やはり多くの高齢者が集まっていまして、重症化しやすいポイントとか施設になっておりますので、真っ先に感染拡大防止に努めていかなければならないような施設だと考えております。ですから、当市におきましても、国の対応方針等の変更があり、助成や配布の必要性が高いと判断される場合には、対応については即座に検討していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、市民の安全と安心を、そういった生活を守るためには、新たな感染拡大の予兆を注視しながら、機動的な感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　奥本議員。

○９番（奥本菜保巳君）　ありがとうございます。

現在も、この施設等への物価高騰対策の臨時交付金を活用しての支援金を各事業所全てのところに支給される事業を今やってらっしゃると思うのです。そういうふうに、こういう状況が変わり、また新型コロナの感染爆発とか、事情が変わってきたときに、変異株もあって、そういうときにはぜひ今回のように対応して、その福祉関係の事業所の方々に対する支援金、こういったことも考えていただければなというふうに思いました。よろしくお願いしたいと思います。

次に行政問題の２点目ですけれども、障害者雇用についてです。

今、御答弁の中に障害者雇用について市民向けアンテナショップ、障害者就労支援説明会の開催、支援団体による企業見学、セミナー、本当にいろいろ取組をされていて、一生懸命やってらっしゃるなというのは私も本当に思っているところです。

ただ、障害者のそういう団体の関係者の方からお聞きすると、やはりまだまだ、一旦就職してもすぐ辞めてしまうというようなこともあって、職場への定着というのがすごく課題になっているというふうに伺っております。その職場に定着して、長く働いてもらうという、そのための肝というのが、やはり事業主と、それからそこで働いている方々、こういった方々に対しての障害者雇用の啓発、障害者を理解してもらって、一緒に働くというような、そういうふうな思いを持っていただく。きめ細かな指導と支援だというふうに思うのです。

ちょっと調べてみると、他の自治体の事例

なのですが、県のほうでやっています、青森県でもジョブコーチの配置とか、そういった部分での支援とか、取り組んでいるというのは承知しているのですけれども、埼玉県では障害者雇用開拓員というのを配置して、企業経営者に直接交渉するという事業を行っているそうです。また、障害者雇用に積極的な企業を誘致する。雇用の受け皿の拡大を図る。こういうふうなこともしています。神奈川県では知的、精神の障害者を多数雇用している事業主が作業指導、ここで言えばジョブコーチというふうになるのですけれども、このジョブコーチというのはいろいろ資格として、いろいろな知識とか、今いろいろあると思うのですけれども、そうではなくて職場指導員、この職場指導員を配置する場合、今現在その職場で働いている方たちを職場指導員として設置して、障害者が働いている面倒を見てあげると。相談に乗ってあげたり、仕事のやり方を横で教えてあげたりという。要するに学校でいえば支援員みたいな感じです。そういった方を職場に置いた場合に、その費用の一部を補助する、県が。そういうふうに企業にそういう方を置いて、障害者の仕事について援助したり、補助したり、相談したり、相談を受けたりというようなことをしている人を置いたら、県がその会社に補助金をあげますと。月幾らという形でやっているという取組があります。

やはり定着する、しないというのは、そこで面倒を見てくれる方々が職場にいないというのが一番そこにいられないと辞めてしまうとか、例えば仕事をいくら言っても覚えてくれないからといって首切られたりとか、そういうふうなことがあるというふうに伺っていますので、やはりそこでしっかりと障害者をサポートする体制、それをつくるための事業だというふうに思います。

こういった事業を、これは県の事業なのですけれども、県とも連携しながら、ぜひ開拓していただきたいと思いますが、その点についての見解をお願いします。

○議長（堀　光雄君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　ただいま、奥本議員再質問の障害者雇用についてお答えいたします。

障害者の職場指導員とか障害者雇用開拓員といったことで、障害のある方をサポートする方についてということでありますが、まず民間企業が障害のある方を雇用して、そういった雇用した方を定着させるということが一番難しいことだと思います。その企業の方々、代表の方でもそうなのですけれども、障害に関する知識とか、そういったものも必要になりますし、心のケアとか相談体制、それからさらに障害のある方が、その職場の中で充実した職場生活が送れるように、やはり職場環境を整えていくキーパーソンという方が必要になってくると思われます。ですから、そのためにはやはり企業内において、そういった直接援助なり指導を行う職場指導員とか、障害者の雇用開拓員といったものは大変有効になってくると思われます。

そのためには、まずはこういった職場指導員等の配置要件とか人員基準など、今後調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　以上で、奥本菜保巳議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

小比類巻孝幸議員の登壇を願います。

小比類巻議員。

○４番（小比類巻孝幸君）　議席４番、市民クラブの小比類巻孝幸です。

初めに、このたび能登地方を震源とする大規模地震により犠牲となられた方々に心よりお悔やみ申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。被災地域の皆様の安全確保、そして１日も早い復旧、復興を心よりお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして、高等教育における卒業者への経済支援制度の導入について質問させていただきます。

義務教育以降の教育を受ける場合、家庭へ

の経済的影響は高校、大学等の高等教育に進むほど大きくなっています。

文部科学省が行った子供の学習費調査によりますと、高校生１人当たりの卒業までの３年間の教育費用は、公立高校で約１５４万円、私立高校では約３１６万円となっています。さらに大学、専門学校へ進学を希望する場合、自宅から通学可能な学校が少ない地域、三沢市もこれに入ると思いますが、このような地域では１８歳以上の若者の大半は市外で一人暮らしをすることとなります。その場合、学費と生活費を合わせた総額は、国立大学でも平均約７１６万円、私立大学では平均約９８５万円もかかるというデータが出ていますので、学生全体の５０％程度が何かしらの奨学金を利用しているという現状があります。

経済的理由により進学が困難な子供の学業を支援するための奨学金制度としては、国が支援する日本学生支援機構や、各財団が行っている給付型奨学金、大学独自の特待生制度による授業料減免、そして県や市町村、自治体の給付型奨学金制度などがあり、三沢市でも来年度から給付型奨学金事業を開始する意向を打ち出しています。

しかしながら、返還義務のない給付型奨学金を受けるためには、家庭の経済状況や学業成績など複数の受給条件があるため、給付型奨学金を利用できている学生は約１割しかいない。奨学金を利用しているほぼ９割の学生は貸与型で利用額が５００万円以上の借入者も１２％以上に達しています。

卒業後の返還義務がどのように重くのしかかっているのか、例えば日本学生支援機構の貸与型奨学金では、卒業後から数えて７か月目から返還を行わなければならず、もし返済が延滞してしまった場合、個人信用情報機関に延滞者として登録されてしまい、クレジットカード利用が止められる、自動車や住宅など各種ローンが組めなくなるなど、社会的信用の低下を招き、その後の仕事や家庭にまで大きな影響が及ぶことが危惧されます。

この返済にかかる期間は、平均でも１４．７年と長期ですので、返済を早期に完了するために給料の高い大都市での就職を選択する、結婚をちゅうちょするなど、社会人になってから間もない若年世代のＵＩターン及び結婚・出産に影響を及ぼす大きな原因となっています。

このような状況を受け、文部科学省では安心して子供を産み育てられるための奨学金制度の改正を令和６年度から行うこととしており、その内容は大学学部生向けの授業料減免等の中間層への拡大、大学院生向けの修士課程大学院の授業料後払い制度の創設、それに併せて奨学金を返還している方向けの貸与型奨学金における減額返還制度の見直しとして、定額返還における月々の返還額を減らす制度の利用可能条件を４００万円まで引き上げるとともに、子育て時期の経済的負担に配慮したさらなる対応について検討するということです。

各地方自治体の対応も進んでおり、内閣府地方創生推進事務局の情報サイトによりますと、令和５年６月現在、３６都道府県、６９５市町村が奨学金返還支援制度を施行しており、青森県でも弘前市や十和田市など、１２市町村がこの制度を開始しています。

昨年９月の一般質問において、私は三沢市においても早急に対応が必要な施策であると強く考え、奨学金返還義務に対する支援制度の導入の必要性を取り上げました。その際、市執行部から「奨学金支援制度は奨学金を活用して大学へ進学した若者たちに対する経済支援となるだけでなく、将来に対する不安の軽減効果も期待できることから、ＵＩターンを考えるきっかけとなり、将来的な結婚や出産に対する不安の軽減につながる施策であると認識しています。どのような支援制度が当市の実情に合うのか検討していきたい。」との回答をいただきましたが、今現在まで政策や予算などの形に表れておりません。そこで、社会人に対する奨学金返還支援制度の導入について、当市の姿勢と検討状況をお答え

願います。

以上で、私の壇上からの質問を終わらせていただきます。

御答弁のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（堀　光雄君）　ただいまの小比類巻議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの小比類巻議員御質問の行政問題の高等教育における卒業者への経済支援制度の導入についてお答えをいたします。

大学などの高等教育機関に進学する場合、特に県外や首都圏に進学する場合には、家賃や生活費もかかるため、奨学金を活用しながら勉学に励んでいる方が多い状況にあります。このような中にあって、奨学金を活用して高等教育機関を卒業し社会に出ようとする若者たちが、奨学金返還に伴う経済的、心理的な負担を抱えながら就職、結婚、出産といった将来の人生設計を思い描いたとき、長期間にわたる奨学金の返還は人生設計にも関わる大きな不安要素となっていることから、返還などを支援する仕組みづくりが必要と考えております。

御質問の社会人に対する奨学金返還支援制度の導入についての検討状況につきましては、当市の実情に合わせた施策立案が必要となることから、現在、先行事例を参考に、居住期間や就業状況などの要件のほか、支給額、財源の確保などを含めて検討を重ねているところであります。

いずれにいたしましても、時代を担う若者たちが経済的不安により人生を拘束されないために、そして当市で安心して夢と希望を持って生活していただくためにも、奨学金の返還支援は若者たちがUターンを考えるきっかけにもなり、また県外の優秀な人材が当市への移住を検討するきっかけにもなり得る制度でもありますことから、導入に向けて、引き続き検討を続けてまいります。

以上であります。

○議長（堀　光雄君）　小比類巻議員。

○４番（小比類巻孝幸君）　ただいま、小檜山市長から、この返還の仕組みづくりが非常に大切である、現在検討しているという、三沢市としても重要な政策と認識しているという御答弁をいただきました。ありがとうございます。それであれば、今三沢市の来年度予算に、小檜山市長、学生に対する給付型奨学金、これを政策に上げております。国としては、奨学金制度にこの制度も併せてやっていくということを打ち出しておりますので、できれば来年度の予算に組み込んでほしかったなというふうに思うのですけれども、そこで１点再質問させていただきます。

この制度、それほど予算的には大きな規模ではないと思います。ですので、検討していただいて、他市町村、特に弘前市、十和田市でももう先行事例がございますので、そこで予算を検討していただく、内容を検討していただいて、固まった時点でもう補正予算ですとか付け替えなど、もう年度途中からでも、支払っている方々は毎月何万円規模で負担する、年間数十万円規模ということでやっておりますので、年度途中でもできる施策だと思うのですけれども、どのような計画で、スピード感で進めていくのか、その意気込みをお答えいただきたいと思います。

○議長（堀　光雄君）　答弁願います。

政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再質問にお答え申し上げます。

まず制度が固まったら補正予算等を組んで年度の途中でもスタートしてはどうかというような御質問だったと思います。

まず、これまでも移住・定住対策、それから人口減少対策というようなことで、様々な施策を実施させていただいております。ただ、なかなか一朝一夕にはいかないというのが現状でございます。そういった意味でも、この奨学金の返還支援制度というのは、先ほど市長から答弁がありましたけれども、Uターンするきっかけにもなり得る、それから

県外から優秀な方も三沢のほうに移住ができるきっかけにもなり得るというようなことを説明させていただきました。

ということもありまして、財源の問題等もありますので、当市の実情、それから身の丈に合った制度を早く確立して、いくらでも実施ができるように検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　小比類巻議員。

○４番（小比類巻孝幸君）　身の丈に合ったというお話なのですけれども、給付型奨学金制度も予算規模を見れば３１０万円ということで、スタートのところで条件を加味すれば、それほど大きな予算ではないと私はこの事業を思っております。ですので、まずは他市町村の、特に近隣市町村の規模でいいので進めていただきたいなと。１日も早く、１か月でも早く、市内でそうやって困っている、頑張っている方々に支援の手を差し伸べていただきたいと思います。

再々質問なのですけれども、それでは、今鋭意検討しているというお話でしたけれども、計画している具体的規模、内容を教えていただきたいです。他市町村でやっている、例えば奨学金制度などでは、教員、公務員ですとか自営業、こういう方々が条件として外されることが多いです。ですが、今の目的のＵＩターンと、やはり市内への大学を卒業した知的な人材確保、この観点でいきますと、やはり公務員、教員、これが今希望者が少ないと、倍率が低くて非常に人材確保に困っていると、特に地方自治体は。そういう状況がございます。ですので、しっかり頑張っている、地元で会社を立ち上げて、その後継者が困っているという方々に対しても、当然ですけれども、教員、公務員、こういうところも条件を考えながら拡大して、三沢市ではそういう知的人材を市の政策立案、そういうところに充てるという目的を持った施策としていただきたいのですけれども、その規模、条件、そういうことはどのようにお考えでしょうか。お答え願います。

○議長（堀　光雄君）　政策部長。

○政策部長（田中　浩君）　ただいまの再々質問にお答えいたします。

議員のほうから規模ですとか、あるいは対象者を公務員あるいは教員のほうも含めてはどうかというふうな御質問だったと思います。

まず、今うちのほうで検討している規模につきましては、年間１０万円を上限として、例えば５年間、対象者を３０名程度で行うというふうなことを基本として、制定のほうに向けて今鋭意検討している状況でございます。

ただいま御質問にありました公務員ですとか教員というようなことの対象者、一応税の公平性等もあるかと思いますけれども、その辺についてはどこまでを対象にするのかというのは、範囲についてはまだ検討段階でございますので、ただいま御質問、御提案のありました公務員等についても、どういった形でサポートできるのかも含めて鋭意検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀　光雄君）　以上で、小比類巻孝幸議員の質問を終わります。

この際、午後１時まで休憩します。

午前１１時３７分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（堀　光雄君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、議長を交代します。

○副議長（加澤　明君）　議長を交代しました。

それでは、一般質問を次に移ります。

遠藤泰子議員の登壇を願います。

遠藤議員。

○６番（遠藤泰子君）　６番、かがやきの遠藤泰子でございます。

通告に基づきまして、防災対策についてと市内小中学校を取り巻く課題についての２

点、順に質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

令和６年１月１日、新年早々に能登半島で発生した震度７の地震、そして津波が発生いたしました。お亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りし、被災された方々に御見舞いを申し上げますとともに、被災地の１日も早い復旧、復興を願うものであります。

天災は忘れた頃にやってくると申しますが、これは夏目漱石門下の随筆家で物理学者の寺田寅彦氏が１９２３年に発生した関東大震災をきっかけに述べられた戒めの言葉とされております。関東大震災から１０１年が経過しましたが、近年の異常気象や自然災害の発生状況を見ると、もはや忘れなくてもやってくるという認識に切り替えるべきであり、平時からできる限りの準備と対策を取ることが必要であると思います。

当市においても、災害時を想定した防災訓練の実施のほか、自主防災組織活動の推進、防災教育、避難所の確保、食料品等の備蓄など、災害対応のマニュアルなどを改善しながら、危機感を持って取り組まれているものと理解しております。

災害時の役割には、自分の命は自らが守る自助、家族や友人と助け合う互助、地域の安全はみんなで守る共助、国や自治体などの支援活動の公助がありますが、一般に災害規模が大きくなるほど、公助による迅速な援助が期待できないとされており、地域や被害の状況によって異なりますが、効果的な公助が展開されるまでには、おおむね１週間程度かかるという分析もあります。

尊い命を守るためには、公助が機能する前の対応が重要であり、自主防災組織をはじめとした地域の組織体制を強化していく必要があるものと思います。

県内では比較的若い人が多い当市であっても、高齢化が着実に進んでおり、現状を的確に把握しながら、将来を見据えた地域防災体制を維持し、さらには進化させていく取組が求められているものと感じております。

特に大規模災害時の避難所運営においては、２４時間対応が長期間にわたって続くことから、マンパワーの確保とともに、円滑に運用するために防災対策の知識を持ったリーダーが必要となります。

他の自治体の動きを見ると、自主防災組織や学校、福祉施設、事業所等に防災士の配置、活用が全国的に広がっております。この防災士でありますが、日本防災士機構によると、２００３年から防災士養成研修と資格取得試験が始まり、以来、年々防災士認証登録者が増加しており、２０２４年１月末現在、全国で約２７万７，０００人が登録するに至っているとのことであります。

防災士資格は、民間資格ではありますが、地域防災力の向上に寄与したいという方々がその思いの下、自発的な防災ボランティア活動を行っております。防災の知識を持った意識の高い方々が、年々増加しているということは心強く感じるところであります。

当市の防災対策において、自助、互助、共助となる市民の力の活用を促進させていくため、一人でも多くの防災士を養成し、市の災害対策や避難所運営等の役割に組み入れていくことを検討すべきと考えますが、防災士の必要性について、市ではどのように捉えているのかお伺いします。

防災問題の２点目ですが、防災士資格を取得するための自治体の助成が増加しております。日本防災士機構のホームページによると、青森県内においては弘前市と十和田市が防災士資格取得費用、防災士教本代、受験料等の費用の一部または全額の助成を実施しております。また、八戸市においては自主防災組織で活動できることなどを条件とした限度額４万円の八戸市防災士養成事業補助金を設けております。全国的に広がりつつある防災士の活用を後押しするため、当市においても防災士の資格取得を啓発、さらには資格取得のための支援を検討すべきと思いますが、お考えをお伺いします。

次に、防災問題の３点目ですが、防災用品

購入補助についてお伺いします。

前段で申し上げましたが、災害発生時においては、まずは自分の命は自らが守る、自助の対策が重要です。三沢市民、どれだけの方が自助のための対策を取られているのでしょうか。啓発のパンフレットだけでは命は守れません。救護物資の支援が届く前、数日間を生活するための水、食料などの備蓄品、非常用持出品などは各家庭で備えておくことが推奨されております。

防災に関しての自治体ホームページを調べていくと、防災用品購入補助金を実施している自治体が見受けられます。東京都国分寺市は５，０００円を限度に２分の１の補助、長野県安曇野市では２万円を限度に３分の１の補助などがあります。予算上の制約など課題があるかと思いますが、当市においては防災用リュック、防災用品購入補助制度について検討されてきているのか、考えについてお伺いします。

次に、教育問題、市内小中学校を取り巻く課題についての質問に移ります。

２０１９年４月１日に施行された働き方改革関連法により、様々な職種で働き方改革が進められております。特に時間外労働の上限規制については、２０１９年４月から大企業が適用となり、２０２０年４月からは中小企業が適用となりました。そして、２０２４年４月からは自動車運転業務、建設事業、医師の上限規制が適用となります。学校においては報道にも取り上げられているとおり、労働環境が厳しいことが指摘されており、教員の心身の故障の増加や教員のなり手が減少するなど、教員不足がクローズアップされてきております。

こうした中、文部科学省が公表した令和５年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査の結果概要を見ますと、３分類に係る取組状況が示されております。

一つ目の基本的には学校以外が担うべき業務として、登下校に関する対応、放課後から夜間における見回り、児童生徒が補導されたときの対応などがあります。

二つ目の学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務として、児童生徒の休み時間における対応、部活動などがあります。

三つ目の教師の業務だが負担軽減が可能な業務として、給食時の対応、学校行事の準備運営、進路指導などがあります。

全国の取組事例においては、民間委託、地域人材等の協力などによって工夫を凝らした取組が進められているものの実例も掲載されておりました。市区町村における特に優先的に取り組む項目としては、１位が部活動、２位が支援が必要な児童生徒・家庭への対応、３位が地域ボランティアとの連絡調整という結果となっております。

当市においても、市内小中学校において、取り組む課題を整理しながら、教育支援員、部活動の地域移行など人的配置の拡充や授業の見直し、学校ＤＸの推進など教育の質を落とすことなく進められてきているものと理解しておりますが、当市における教員の働き方に伴う現状の課題と今後の取組内容について、教育問題の１点目としてお伺いいたします。

次に２点目として、三川目小学校の閉校に伴う質問となります。

令和５年１２月の定例教育委員会において、三川目小学校と三沢小学校の令和７年４月１日付けの統合が決定したと伺っております。三川目小学校規模適正化につきましては、令和元年にスタートした三沢市学校規模適正化検討委員会の意見集約を経て、三沢市学校規模適正化基本方針が決定され、令和４年に三川目小学校規模適正化検討委員会、令和５年からの三川目小学校統合検討委員会により、意見集約と協議が丁寧に進められてきたものと理解しております。教育長はじめ、教育委員会、関係各位の御労苦に敬意を表するところであります。

三川目小学校創立１４０周年を迎え、閉校するにあたり、三川目小学校閉校に伴うこれまでの経過と今後対応すべき諸問題について

お伺いいたします。御答弁のほどよろしくお願いいたします。

○副議長（加澤　明君）　ただいまの遠藤泰子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの遠藤議員御質問の行政問題の防災対策についての第１点目、避難所運営における防災士の必要性については私から、そのほかにつきましては総務部長並びに教育部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

防災士とは、阪神淡路大震災において、行政機関も被災し、救助、救出、消火活動等に制限が及んだ教訓を踏まえ、民間の防災リーダーの養成を目的として、ＮＰＯ法人である日本防災士機構が創設した民間資格であり、自助、共助、協働を原則として社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識、技能を習得したことを同機構が認証するものでございます。令和５年１２月末日現在、青森県においては３，４６８名、当市においても９９名の認証登録者がおります。

御質問の避難所運営における防災士の必要性につきましては、地域の自主防災会の方々との協力において発揮される防災士のリーダーシップ、避難者支援のノウハウ、避難所運営等の知識及び技能は大いに期待され、大変有効なものであると認識しております。

私からは、以上です。

○副議長（加澤　明君）　総務部長。

○総務部長（蹴揚光昭君）　行政問題の防災対策についての第２点目、防災士資格を取得するための啓発及び支援についてお答えいたします。

防災士資格を取得するには、日本防災士機構が認証した研修機関が実施する講座を受講し、資格取得試験に合格の上、全国の自治体、地域消防署、日本赤十字社等の公的機関またはこれに準ずる団体が主催する救急救命講習を受講し、修了証を取得する必要がございます。また、取得費用は令和６年１月末日現在、６万数千円程度となっております。

御質問の防災士資格を取得するための啓発及び支援につきましては、当市におきましても災害時における防災士の存在は大変重要なものであると認識しておりますことから、自主防災組織等の団体を対象とした災害に強いまちづくり市民提案事業について、説明会や市のホームページでの周知を図りながら啓発するとともに、自主防災会の構成員等が防災士の資格を取得する際の費用も助成の対象としているところでございます。

現在は、個人に対する助成制度はございませんが、他自治体の事例を調査検討してまいりたいと考えております。

次に、防災対策についての第３点目、防災用品購入補助制度導入についてお答えいたします。

近年、大きな災害が多く発生していることに伴い、家庭において防災意識も高まっていると認識しております。自治体によっては市民の皆様の自助力の向上を図るため、簡易トイレ、懐中電灯、携帯ラジオ等、防災用品の購入に対し、補助制度を導入し、災害が発生した際の備えの拡充を図っているところもございます。

御質問の防災用品購入補助制度につきましては、当市では自主防災組織資機材整備事業費補助金により、自主防災組織が行う防災用品や物資の購入を補助対象としているところでありますが、個々の家庭に対する助成は行っていないのが現状であります。

今後におきましては、個人に対する補助制度について、既に導入を図っている自治体の状況を調査検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　教育部長。

○教育部長（田辺正英君）　教育問題の市内小中学校を取り巻く課題についての第１点目、教員の働き方改革に伴う現状の課題と今後の取組内容についてお答えいたします。

当市における教員の働き方改革については、国や県の方針を受け、令和２年３月に三沢市教育委員会学校における働き方改革プランを策定し取り組んでいるところでございます。

改革の具体策につきましては、タイムカードによる勤務時間の把握・管理や学校教育支援員等の人的配置の拡充、学校閉庁期間の延長のほか、昨年５月には三沢市立小中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則を、８月には三沢市立小中学校養護教諭及び栄養教諭の標準的な職務の内容とその遂行に関する要綱を制定し、教員の負担軽減に努めております。

また、新規事業として学校が抱える問題を解決するための方向性を学ぶ法務相談や、教員または児童生徒を対象とした研修会の講師等を弁護士が行う学校弁護士相談体制、医師が過重労働者に面接指導を行う過重労働による健康障害防止のための健康管理体制を整備し運用をしているところでございます。

このような取組の結果、長時間勤務の教員の数は減少しており、一定の効果が得られておりますが、中学校における部活動の負担が依然として現状の課題となっております。

さらに、県費負担教員を対象とした職業性ストレス調査を実施しており、その結果を見ると、当市の教員は上司からの支援の数値が極めて高く、働きがいや仕事や生活の満足度は良好な状況となっております。一方で心理的な仕事の負担は全国と比べて良好とは言えない状況にあることから、さらなる事業や業務の見直しも現状の課題と捉えております。

このほかの取組といたしましては、欠席連絡アプリや勤務時間外のメッセージ電話について、各校の実情に応じて導入可能な学校から運用を開始するとともに、教員の主体性と実効性の視点による研修体制の見直しや、市教育振興会事業の見直し、改善にも努めております。

さらに、部活動の地域移行については、令和７年度及び８年度の競技ごとの段階的移行を目指し、学校では任意加入制や複数顧問制、合同部活動の導入を進めており、教育委員会では部活動指導員の拡充、保護者意向調査等の実施、受入団体の拡充及び調整に努めているところでございます。

いずれにいたしましても、教員が児童生徒に向き合う時間を十分に確保し、良好なワークライフバランスを実現できる環境整備に、今後も引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、第２点目の三川目小学校の閉校に伴う諸問題についてお答えいたします。

三川目小学校の閉校に伴うこれまでの経過につきましては、先ほど御質問で言われたように、これまで様々な検討委員会等を開催し協議をしてまいりました。特に今年度は５月から１１月まで計６回にわたりまして、三川目小学校統合検討委員会を実施したところでございます。

この統合検討委員会は、三川目小学校の学区だけではなく、三沢小学校の学区も含めた町内会やＰＴＡの代表、両小学校の校長及び教頭の１７名で構成しており、統合年度や海鳴り太鼓の存続、通学方法、児童館の利用や統合後の校舎活用や跡地利用、この五つの検討案件について協議をしてきたところでございます。

この結果、委員の皆様が子供ファーストの視点に立ち、また現役の保護者の思いを尊重した協議を重ねたことによりまして、三川目小学校統合検討委員会意見集約書がまとめられ、昨年１１月２７日に同委員会委員長から教育長にその意見書が手渡されたところでございます。

この内容を踏まえまして、昨年１２月２２日の１２月定例教育委員会において、三川目小学校と三沢小学校の令和７年４月１日付けの統合を検討したところでございます。

その後、１月２４日には三川目小学校におきまして、町内会長及び三沢小学校校長の同席の下で保護者説明会を実施し、意見集約書の内容や教育委員会の方針、児童館の統合に

ついて説明を行うとともに、保護者の皆様から様々な御意見を伺ったところでございます。

三川目小学校の閉校に伴う諸問題につきましては、スクールバスの安全な停留所の決定、それから児童館の統合、統合後の校舎活用や跡地利用と捉えておりまして、スクールバスの停留所や児童館の統合につきましては、引き続き保護者の意見を聞きながら進め、校舎の活用や跡地利用につきましては、庁内に検討委員会等を立ち上げて検討してまいりたいと考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、この統合が単に三川目小学校を閉じ、三沢小学校と統合するといった寂しいものではなく、より豊かで新しい三沢小学校をつくる、そういった覚悟でおります。

今後は何よりも両小学校の児童にとって、よりよい統合となりますよう、既に始まっている両校の交流活動により、子供たちの不安を希望に変えていくとともに、三川目小学校創立１４０周年と閉校の事業につきまして支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　遠藤議員。

○６番（遠藤泰子君）　まずは御答弁ありがとうございました。

まず、教育問題につきましては、働き方改革、また統合問題、それにつきましては、子供ファーストの視点を持って丁寧に進めているということでしたので、教育部長から細かく、詳細な説明、御答弁があり、安心しました。未来ある、不安を希望にということで、とても感動のある答弁でございました。ありがとうございます。

部活動の地域移行については、競技ごととか、あるいは地域ごとの不公平のないように調整を図っていただきたいと思っています。今後ともよろしくお願いいたします。教育問題については、再質問はございません。

再質問につきましては、防災問題の１点目です。防災士について、災害時、まだまだいろいろあるかと思いますが、再質問させていただきます。

避難所運営において、防災士のリーダーシップ、避難所支援のノウハウなど、市長のほうから大いに期待できる、大変有効であると御答弁がございました。また、市内には防災士登録者が９９名いるとのことでありましたけれども、県内３，４６８名ということで、まだまだ三沢は多いなという思いはしませんが、この防災の知識、技能を持った方たちを活用していくような取組を進めるべきだと思っています。今後、市内の防災士を把握して、当市の防災対策に生かしていく考えがあるのかお伺いいたします。

○副議長（加澤　明君）　答弁願います。

総務部長。

○総務部長（蹴揚光昭君）　ただいまの再質問、市内の防災士を把握して活用していく考えがあるかという御質問にお答えいたします。

答弁の中で申し上げました市内の防災士９９名の登録者というものは、青森県防災士会のほうに確認した数字となっておりますが、氏名まで把握しているのは、市の補助金等で防災士資格を取得した１７名となっております。この１７名の方々につきましては、自主防災会等で、その地域の防災対策や、あとは避難計画等に防災士としての知識や能力の活用が図られていると認識しているところでございます。

また、他の自治体におかれましては、防災士会が設立されているところがあり、団体として効果的に地域の防災・減災活動に取り組んでいることは承知しているところでございます。

このような防災士会の存在も防災士の方々の活躍につながるものと考えておりますので、今後におきましては、他自治体における防災士会設立に関する支援等について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　遠藤議員。

○６番（遠藤泰子君）　再質問に対しての御答弁いただきました。私も９９名の中の一人とは思いますが、私としては何でもかんでも市がやるべきとは思っていません。やはり市がまずはきっかけづくりと、その会の市内の防災士登録者が９９人いた、だけれども、その人たちが活躍する場というのがたまたま１７名の市から補助をもらって資格を取った方しか把握できていない。９９人の中の残りの方々は、自分たちが何かできることがあるかもしれないということで、この防災士資格を取って活動したいと、思いがある方々がいらっしゃるかと思います。ですので、市は、ある意味きっかけづくりというか、そういうことをやっていただければなという思いがあります。ですので、今後、よい体制づくりのために、何かやっていただければなという思いがありますので、よろしくお願いいたします。

２点目の防災士養成への支援についてと、３点目の防災用品購入補助については、他市の事例を調査して検討するということでありましたので、予算もかかることでありますので、慎重に検討していただいて、市民の安心のために取組をしていただくようお願い申し上げます。

以上で質問を終わります。

○副議長（加澤　明君）　以上で、遠藤泰子議員の質問を終わります。

それでは、一般質問を次に移ります。

春日洋子議員の登壇を願います。

春日議員。

○１４番（春日洋子君）　１４番、公明党の春日洋子でございます。

本年１月１日に発生した能登半島地震において、お亡くなりになられた方々の御冥福を心よりお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問の順に従い質問してまいります。

初めに、行政問題の１点目、市職員の避難所運営訓練についてお伺いします。

元旦に高齢化が進む地域を襲い、２４０人以上の方々が犠牲になった能登半島地震から１か月が過ぎました。石川県内の一時避難所には、いまだに約１万４，０００人以上の人が身を寄せていると言われます。

１月２６日付けの新聞報道によると、青森県在住の防災教育や女性防災リーダー育成に取り組む一般社団法人男女共同参画地域みらいねっと代表理事で、防災士である小山内世喜子氏が１月１４日から１７日まで能登半島地震で被災した石川県穴水町に入り、避難所の運営支援に当たったとのことです。名古屋市のＮＰＯ法人レスキューストックヤードなどと活動され、指定避難所２か所で炊き出しや物資の仕分け、生活環境の改善などを支援されました。

小山内氏は、これまでも各地の防災教室で簡易トイレを紹介してきましたが、実際の使い方や清掃方法を伝える必要があると感じたそうです。また、ダンボールベッドの必要性が伝わっていないことも課題に上げています。さらには、物資は山積みなのに数量などの管理に手が回らず、必要な避難者に渡らないこともあったとのことです。常駐する町職員の疲弊も目立ったことから、長期化する避難生活の場で、まず自治体職員が避難所運営を理解しておくことが大事であり、防災担当以外の職員も知識を身につけ、いざというときに備える必要があると強調されています。

そこで、本市においては、職員の避難所運営訓練をこれまでどのように行われているのかお伺いします。

次に、２点目のボランティアポイント制度の導入についてお伺いします。

身近な場所や自然災害の被災地、国際協力の現場など、世界中で多くの人々がボランティアとして活躍しており、ボランティアは無償の奉仕活動と捉えられがちですが、本来の意味は自発的な意思による行動を指します。

では、具体的にはどのようなボランティア

活動があるのでしょうか。例えば一つ目に高齢者、障害者のサポートです。日本は高齢者の人口が増え、介護を行う人手が不足しています。地域の高齢者や障害者施設を訪問して、話し相手になったり、レクリエーションを実施したりするなど、施設職員と協力して利用者のために行うものです。そのほかに買い物や調理、外出や朗読、音訳など、一人一人の困りごとや要望を聞いて、ニーズに合ったサポートをします。

二つ目には、地域貢献活動です。自分が住んでいる地域のごみ拾いのほかに、海岸や山などの自然環境美化のための清掃活動は多くの方々が実際に参加したこともあるのではないでしょうか。また、通学路や地域のパトロール活動や自主防災組織などの安全・安心なまちづくりをする活動には多くの皆さんが参加されています。

三つ目には、被災地や被災者への支援です。毎年のように自然災害が起きている日本においては、そのたびに多くのボランティアが瓦礫撤去やごみの分別、片付けなどを行う重労働から、被災者への炊き出しや物資の仕分けなど、被災地と被災者を支援するための活動をされており、その様子をテレビや新聞等でたびたび目にしてまいりました。

このように、様々なボランティア活動がありますが、各地の自治体ではボランティアを行った方に対し、ポイントを付与するボランティアポイント制度を実施しており、自治体によって制度の詳細は異なりますが、行政がカバーできない部分を市民のボランティア活動で補おうという取組が広がっています。市民の皆様からも、ボランティアポイント制度の導入を望む声が届いておりますことから、本市の御見解をお伺いします。

次に、３点目の難聴者への補聴器購入費の助成についてお伺いします。

難聴は加齢に伴い、音を感じる部位に障害が起こり、聴力の低下によって発生する障害であり、４０歳代から始まり、７５歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われます。こうした難聴の影響は、危険の察知や把握、また友人とのコミュニケーションがうまくいかなくなるとともに、次第に孤立し、鬱状態や認知症の発症リスクを大きくするとも言われています。危険の察知や難聴の改善には補聴器が生活の質を維持し、社会交流を図りながら、住み慣れた地域で自分らしく暮らす聞こえのバリアフリー化への必需品になっています。

しかし、補聴器は平均価格が約１５万円以上と高額であり、保険適用がないため、全額個人負担となっています。年金生活者や低所得者の高齢者にとって負担が大きすぎるため、経済的支援を求める声が寄せられています。そこで、難聴に悩む市民の方々に補聴器購入費を助成してほしいとの声が届いていることから、本市の御見解をお伺いします。

次に、教育問題の１点目、学校からの連絡配信や保護者からの欠席連絡のアプリ導入についてお伺いします。

八戸市教育委員会では、昨年８月下旬から保護者のスマートフォンで学校への欠席連絡や学校だよりなどの配布物の確認ができるアプリを市内市立全小中学校６５校で導入いたしました。学校と保護者間の連絡をデジタル化することで、双方の時間の有効活用や負担軽減につなげるのがねらいとされています。教職員の働き方改革にもつながる取組で、市教育委員会によると、青森県内では学校単位で連絡アプリの導入例はあるものの、市町村単位では初めての取組であると言われています。

アプリは学校全体、クラス、部活動など、様々な対象に配信でき、学校全体のあらゆる場面で活用できるものであり、従来の配布物をデジタルに置き換えることで、印刷配布にかかっていた時間、金銭的コストを削減できます。また、保護者は忙しい朝でもアプリから簡単に素早く欠席や遅刻を連絡でき、学校に届いた欠席連絡は、教職員全員で確認し、朝に集中する電話対応を削減できます。そこで、このようなアプリ導入について、本市の

取組をお伺いします。

最後に、２点目の子供たちが悩みを打ち明けすい環境整備についてお伺いします。

文部科学省は、昨年１０月４日、令和４年度児童生徒の問題行動、不登校等、生徒指導上の諸課題に関する調査結果を公表しました。調査結果によると、小中学校における不登校児童生徒数は２９万９，０４８人であり、前年度から５万４，１０８人増加し、過去最多となりました。本調査は、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するものとするとともに、その実態把握を行うことにより、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応に、また不登校児童生徒への適切な個別支援につなげていくことを目的とし、毎年実施しているとのことです。

この公表を受け、青森県教育委員会は、文部科学省が調査発表した２０２２年度の問題行動不登校調査のうち、本件公立学校分の結果を公表しており、２０２２年度に県内公立小中高校で３０日以上欠席した不登校の児童生徒は２，４３０人であり、前年度比３３７人増の過去１０年間で最多となっています。そのうち、小学校では６１０人、中学校では１，６１６人となっており、小学校ではおよそ９０人に１人が、中学校ではおよそ１７人に１人が不登校という結果となりました。また、認知したいじめの件数は６，１３０件であり、前年度比９７９件増だったほか、暴力行為は１，８８１件、前年度比５５９件増となっています。このような状況下で、学校内外で相談を受けていない児童生徒数は約１１万４，０００人に上っているとのことです。

そこで、今、周囲の大人たちが子供たちのＳＯＳを受け止め、組織的対応を行い、きめ細かな対応が求められていることから、一人一台端末を活用した子供のＳＯＳ相談窓口を開設し、子供たちが悩みを打ち明けやすい環境整備をすべきと考えます。本市の御見解をお伺いします。

以上で、私の壇上からの質問を終わります。

御答弁をよろしくお願いいたします。

○副議長（加澤　明君）　ただいまの春日洋子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　ただいまの春日議員御質問の行政問題の第１点目、市職員の避難所運営訓練については私から、そのほかにつきましては教育長並びに担当部長からお答えをさせますので、御了承願いたいと存じます。

内閣府は、東日本大震災において、避難所生活で多くの課題が見受けられた教訓を受け、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を策定するとともに、この指針を基に災害発生時に市町村が取り組むべき基本的な対応について、避難所運営ガイドラインとして取りまとめております。

この中では、市町村がガイドラインを踏まえ、地域防災計画や災害対応体制の構築、見直しのほか、訓練や研修等を実施するとともに、質の向上を伴った避難所運営等に取り組むべきとされております。

以上のことを踏まえ、当市では、令和２年７月に一般社団法人男女共同参画地域みらいねっとの御協力をいただき、避難所が被災された方々の生活のよりどころとなることに配慮した避難所運営マニュアルを策定したところでございます。

御質問の市職員の避難所運営訓練につきましては、例年開催している三沢市総合防災訓練の際、これらのガイドラインやマニュアルを踏まえ実施しているところでございます。避難所開設、運営の役割を担う職員が避難してきた方々と避難所初動運営キットを活用した災害時の避難所開設、運営、管理体制について確認するなど、担当者がちゅうちょなく実動することができる体制の整備を図っているところでございます。

今後におきましても、万が一災害が発生し

た際には、市民の皆様が不安なく避難所に避難できるよう、訓練を重ねてまいります。

私からは、以上であります。

○副議長（加澤　明君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　行政問題の第２点目、ボランティアポイント制度の導入についてお答えいたします。

ボランティアポイント制度とは、個人、団体が行ったボランティア活動にポイントを付与して、集めたポイントを商品券や特産品などと交換する制度で、人材の育成や社会活動への参加により、地域の活性化につなげていく取組であります。

全国自治体の実践事例を見ますと、介護予防を目的としたものや健康増進、環境美化、ボランティアの普及・啓発など、地域の特性を生かした取組がなされているところであります。

県内の実践事例を見ますと、青森市では高齢者や障害者、子育て、雪対策への支援を目的として、また十和田市では高齢者の生きがいづくりと介護予防を目的にこの制度を活用しております。

当市におきましては、ボランティアに特化したものではありませんが、平成２８年度から健康意識の向上や健診等の受診率アップを図ることなどを目的として、健康ポイント事業を実施しておりますが、付与対象の１項目として、ボランティア活動にもポイントを付与しているところであります。

春日議員から御提案いただきましたボランティアポイント制度でございますが、新たなポイント制度を創設するのか、また、既存の健康ポイント事業を改正、拡充していくのかという部分について、他自治体の実践事例の情報を収集して、市民やボランティア活動団体等の意見なども踏まえながら調査・研究してまいりたいと考えております。

続きまして、行政問題の第３点目、難聴者への補聴器購入費の助成についてお答えいたします。

当市では、身体障害者手帳の交付を受けている聴覚障害のある方に対し、障害者総合支援法に基づく補装具費の支給として、補聴器購入や修理にかかる費用の助成を行っているところでございます。また、身体障害者手帳の交付を受けていない１８歳未満の方に対しては、県が実施している軽度・中等度難聴時補聴器購入費等補助金を活用し、費用の助成を行っているところであります。

その一方で、身体障害者手帳の交付を受けていない１８歳以上の方に対しては、国、県による補聴器購入費等の助成制度はなく、当市においても助成を実施していないのが現状でございます。

そのような中、補聴器が高額で購入できない人が社会的に孤立している可能性があることや、ひきこもりや認知症予防のためにも難聴への対応が重要であることがＷＨＯ世界保健機関でも認められていることから、ひきこもりや認知症予防、そして経済的支援のために、全国各自治体において、成人軽度・中等度難聴補聴器購入費の助成が普及してきております。

この助成事業により、多くの方が補聴器を購入しやすくなり、聞こえにくさが改善することで周囲の人たちとのコミュニケーションが活発化され、孤立や認知症リスクの軽減につながることが期待されております。

当市といたしましても、身体障害者手帳の有無や年齢を問わず、難聴を抱える全ての方に対し切れ目なく支援ができるよう、先進自治体の取組を参考に成人軽度・中等度難聴者に対する補聴器購入費助成の実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　教育問題の第２点目、子供たちが悩みを打ち明けやすい環境整備についてお答えいたします。

現在、市内小中学校においては、一人一人の児童生徒が安心して生活できる学校を目指して、児童生徒同士及び教員との共感的な関係を土台とし、学級担任を中心に児童生徒の

悩みごと等のきめ細やかな状況把握と組織的対応に努めております。

具体的には、日頃の丁寧な観察はもちろんのこと、定期的なアンケートや個人面談及び保護者との電話相談や家庭訪問を行う中で、迅速・丁寧に個々の悩みごとに対応しております。

また、市内の全小中学校に臨床心理士の資格を持ったスクールカウンセラーを定期的に派遣するとともに、市独自に心の教室相談員及びスクールソーシャルワーカーを配置するなど、複数の相談窓口を設置しております。

学校以外にも教育相談センターや県の２４時間子供ＳＯＳ相談ダイヤルなどの専門機関と連携し、相談体制を強化しております。

御質問のタブレット端末の活用は、より相談しやすい環境整備の手段としてとても有効であると認識しております。

当市では今年度、ＩＣＴ環境整備モデル事業校において、タブレット端末を用いて、学級担任や学年主任が登校が難しい生徒と直接やり取りし、悩みごとに寄り添ったり、生活や学校の様子について伝え合ったりしております。

また、オンライン会議形式で面談を行ったり、リアルタイムで授業を配信し、学級の様子を感じてもらったりするなど、個別の対応を行っているところであります。

今後は、これらの取組の効果や課題を検証し、市内全小中学校へ広めることで、よりきめ細やかな相談体制を構築してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　教育部長。

○教育部長（田辺正英君）　教育問題の第１点目、学校からの連絡配信や保護者からの欠席連絡のアプリ導入についてお答えいたします。

令和２年１０月に文部科学省から学校、保護者等間における連絡手段のデジタル化の推進が通知され、デジタル時代に向けた学校、保護者間のコミュニケーションツールの一つとして、欠席連絡アプリは非常に利便性に優れたものと認識いたしております。

また、このアプリは欠席連絡だけではなく、学校からの配布物や保護者からの提出書類等の出した、出さない、持たせた、まだ出ていないなどのやり取りがなくなり、ペーパーレス化のメリットも多大であると承知いたしております。

既に欠席連絡アプリを導入している八戸市では、教職員や保護者からも大変好評を得ているとのことから、当市においてもアプリ導入の推進のため、校長会等において周知や資料提供を行っており、昨年１１月から随時アプリを導入している状況となっております。

アプリを導入している学校は、令和６年１月末現在で、市内１２校中、６校であり、その加入率は約９０％となっております。また、３月末までには３校が導入予定であり、残り３校は導入を検討しているということになっております。

導入済みの学校からは、朝の欠席連絡の電話対応で混乱することもなく、全教職員が瞬時に児童生徒の出席状況を確認することができるなど、業務の負担が軽減されたことで働き方改革を実感したという声も寄せられております。

また、加入済みの保護者からは、朝の慌ただしい時間帯に電話連絡の手間が省けることや、電話がつながらないなどの問題が改善され、大変好評を得ていると聞き及んでおります。

今後におきましても、ＩＣＴ環境の整備やデジタル化の活用を取り入れながら、業務効率化による教職員の労働の改善と働き方改革を推進させるとともに、さらなる教育の充実と質の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　春日議員。

○１４番（春日洋子君）　御答弁ありがとうございました。

それでは、ただいまの御答弁に対しまして

再質問をさせていただきます。

初めに、行政問題の１点目であります市職員の避難所運営訓練について再質問いたします。

既にこの場にいらっしゃる皆様も認識をされていらっしゃると思いますけれども、ことに日本におきましては、東日本大震災のおりに、避難所における女性の皆様への被害、また女性ならではの困りごと、これが非常に多く浮き彫りになりました。避難所運営には女性の視点がいかに大事であるか、このことが全国的にも周知されることとなりました。そこで、女性の声や視点を反映させるためには、それぞれの部署に女性を配置するということが求められているものと思っております。

再質問でお聞きしたい点は、三沢市におきましては、防災管理課に女性職員は配置されているでしょうか。また、市の指定避難所、それぞれ市職員が役割分担を担うことになっていると思いますけれども、この三沢市の指定避難所へ女性職員の配置、これはどのようになされているのでしょうか。

また、先ほど御答弁の中でも示していただきましたけれども、これまで三沢市総合防災訓練において、避難所運営訓練を実施してまいりました。そのことも私も承知してございます。前段でも申し上げました男女共同参画地域みらいねっと、県が主導したみらいねっとの避難所運営訓練、これにも私は実は参加をさせていただき、避難所運営支援員というカードを頂戴しております。

そこで私が考えているのは、防災訓練とは別の場を設けまして、地域みらいねっとの皆様も、どうか自分たちを使ってください、どんどん呼んでくださいというふうにおっしゃっております。理事の中には三沢市在住の方もおいでになります。日頃から非常に懇談または情報交換もしておりますので、ぜひこの声を受けまして、三沢市におきましても、市職員の皆様、別の避難所運営訓練、これに特化した、こういう訓練を実施し、それぞれの職員の皆様、これまでも知識を深めるために様々学んでくださっているというふうには承知しておりますけれども、実際に動いてみることがいかに大事か、想定外のことが起こりうる、こういう災害時に、様々応用が利く、判断を瞬時にできる、これはなかなか難しいのではないかと思っております。ですので、計画的に市職員の皆様の避難所運営訓練、まずはここを核として、そして地域、市民の皆様にも広げていく、このことが非常に今大事ではないかというふうに思っておりましたので、この点についてお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（加澤　明君）　答弁願います。

総務部長。

○総務部長（蹴揚光昭君）　ただいまの再質問ですが、３点、防災管理課への女性職員の配置、あとは指定避難所への女性職員の配置、そして防災訓練とは別の場での地域みらいねっとの協力をいただいての市職員の避難所運営訓練、この３点だったと思いますが、それぞれお答えしたいと思います。

初めに、第１点目の防災管理課への女性職員の配置ですが、防災管理課につきましては、平成２６年度から単独の組織となっております。これまで事務補助を行う会計年度任用職員等の女性職員は配置されていたところではありますが、実際に防災、あと災害対応を担当する女性職員につきましては、これまで配置されていない状況でございます。ただ、最近の報道等でも避難所運営などにおいて女性への配慮に関する課題が多く指摘されておりますことから、避難所運営を含めた災害対応等について、女性視点で考えることの必要性は十分認識しているところでございます。このことから、あらゆる災害対応等への女性視点の考え方を取り入れるため、防災管理課への女性職員の配置を含めまして、どのような方法が有効か、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、指定避難所への女性職員の配置についてお答えいたします。指定避難所を開設す

るときには、基本的に避難所１か所につき、職員３人で対応することとしております。この際には、避難する女性への配慮などから、３人のうち１人以上は必ず女性職員を配置するようにしているところでございます。

次に三つ目の防災訓練とは別の場での地域みらいねっとに協力いただき、市職員が避難所運営訓練をしたらどうかという御質問ですけれども、こちらにつきましては、確かに市の総合防災訓練でありますと、年に１回だけの訓練ということがございますので、より円滑に避難所運営を行うためには、その総合避難訓練以外にも訓練をすることは大変有効なことと考えておりますので、お話のありました地域みらいねっと、また、ほかにもそういった御協力いただける団体がございましたら、そちらの方ともいろいろ連絡を取らせていただきまして、訓練の実施に向けて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　春日議員。

○１４番（春日洋子君）　ありがとうございました。

ぜひ、現場で動くということは非常に大切だと思っておりますので、より三沢市ならではのまた有効的な取組をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、２点目のボランティアポイント制度の導入について再質問いたします。

三沢市でありがたく、平成２８年度より健康ポイント事業、実施していただいていまして、私も常日頃から健康診断、がん検診等々、取組の中でポイントをゲットしてまいりましたけれども、本当にお恥ずかしい話ですけれども、そのチラシ、またポイントカード、この中にポイント、ボランティア活動に対してのポイントを付与しているということを実はうっかり見逃しておりまして、非常に反省をしているところでございました。認識不足でございました。

この質問のきっかけは、子育て世代の方が学校での読み聞かせボランティア等々、地域でのボランティアを日頃、お仲間と共に実施をしている。何か欲しいという、そういうものではないのですけれども、皆さんがより、御自分がリーダーであることから、皆様にお疲れさまの言葉をお掛けしながらも、何か１年の中でポイントがたまって、何かまた励みになってやる気満々になる、そんな思いを抱いての言葉でありましたので、またその声をお届けさせていただきますというのが今回の質問につながったわけでございます。

そこで、改めてこの機会に健康ポイント制度、この事業、これまでの現在つかんでいる範囲の中でお聞かせいただければと思いますけれども、この健康ポイント事業の中でのこれまでの概要、また実績など、参考にお聞かせいただきたいと思います。

前段で私も含めて、この事業の内容、ボランティア活動ということがちょっと理解されていないという方も、私を含めていらっしゃるのだなということも今改めて理解することとなったものですから、これからさらなるいろいろな世代の方々に、この事業の周知を再度していただければありがたいかなというふうに思っているところですけれども、この点についての現段階での取組、御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（加澤　明君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　春日議員御質問のボランティアポイント制度の導入についての再質問にお答えしたいと思います。

２点ほどあったと思うのですけれども、健康ポイント事業の概要と実績、それから当該事業のさらなる周知というところの２点についてお答えしたいと思います。

健康ポイント事業の概要につきましては、まず目的といたしましては、市民の健康づくりと市の活性化を目的としております。それから、健康診査等の受診や健康づくり事業、それから介護予防事業等への参加に対し、それぞれ決められたポイントを付与して、商品券または空街ポイントに交換するといった仕組みになっております。それとまたさらに年

間を通じて高ポイントを獲得された方には地場産品のほうをプレゼントしているような内容となっております。

実績につきましては、令和４年度を例に実績を述べますと、１０ポイントを獲得して５００円分の商品券またはポイントと交換された方は２，４２５名の方がいらっしゃいます。そのうち、このだいまのボランティアポイント、ボランティア活動によりポイントを付与した方の詳細な人数というのはカウントしていないのですけれども、数名から数十名程度というところで、まだまだ認知不足かなというふうは感じております。

先ほど言ったとおり、ボランティア活動のポイントについては、まだ周知されていないと感じているものですから、今後におきましては、さらなる周知によって、またさらに活用がされることを期待しているところでございます。

この健康ポイント事業につきましては、健康づくりを目的としておりますことから、健診、受診等の健康増進に取り組んでいただいた上で、ボランティア活動でのポイントをためていただきたいと思いますが、ボランティア活動の推進にも寄与できるというところでございますので、さらなる積極的な周知、特に若い世代への積極的な周知方法というものを今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　春日議員。

○１４番（春日洋子君）　ありがとうございました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

次に、３点目の難聴者への補聴器購入費の助成について再質問させていただきます。

健康福祉部長からの御答弁では、難聴を抱える全ての方に対して切れ目なく支援できるよう、また先進自治体の取組を参考にして、補聴器購入費の助成の実施に向けて検討してまいりたい、非常に心強い前向きな答弁であるというふうに受け止めました。

そこで、この機会に参考にお聞かせいただきたいと思っておりましたけれども、独自で購入費の助成を実施している自治体、これは全国に目を向けますとどのくらいあるのでしょうか。もし把握していましたらお聞かせいただきたいと思っております。

また併せて、青森県、この県内自治体での実施状況、現在どのようになっているか、併せてお聞かせいただければありがたく思います。よろしくお願いします。

○副議長（加澤　明君）　健康福祉部長。

○健康福祉部長（大塚勤光君）　ただいまの再質問の難聴者への補聴器購入費の全国及び県内の実施状況というところでございますが、まず公的助成の対象とならない成人の軽度・中等度難聴の方に助成を実施している自治体は、令和５年４月末時点で１４３自治体ございます。対象年齢の制限や助成金額の限度額を設定しているなど、各自治体によって助成内容は様々でございます。なお、導入していない市町村が所在する県につきましては、東北地方では青森県のみとなっております。

しかしながら、医師会などからの要望もあって、今年度から助成の実施に向けて、予算措置などの取組を進める自治体もあることから、来年度以降、さらにこの事業を実施するといった、増加するものと見込んでおります。

また、県内１０市の実施動向を調べましたところ、弘前市が令和６年度から助成を実施することで今現在進めているということでした。そのほか、２市が実施に向けて検討中、６市は今のところ実施は考えていないということでございました。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　春日議員。

○１４番（春日洋子君）　ありがとうございました。東北地方では青森県のみが導入していない市町村があるということで、弘前市進行中、ぜひ三沢市にも期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、教育問題の１点目、学校からの連絡

配信や保護者からの欠席連絡のアプリ導入について、こちらは再質問はございません。教育部長からの御答弁の中で、三沢市におきましても、このアプリの導入について進んでいらっしゃるということも理解をさせていただきました。やはり、今後速やかに、全ての学校で導入される、これはもちろん、そのように進んでいくものというふうに期待し、また受け止めておりますけれども、教育委員会としても、またバックアップをしていただきたい、後押しをしていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

最後の再質問ですけれども、２点目の子供たちが悩みを打ち明けやすい環境整備について再質問させていただきます。

教育長の御答弁の中で、現在市内の学校でＩＣＴモデル校、実施していらっしゃるということを御答弁の中で示していただきました。私も前段で申し述べましたとおり、これまで学校も様々創意工夫をして、子供たちの悩み、寄り添う、早期発見、深刻にならないように御努力をされてきているということは、私なりに理解をし、感謝を申し上げているところでございますけれども、やはりさらなる環境づくりという意味合いでございましたので、今回質問とさせていただきましたけれども、そこで、タブレット端末、学校において、まだ家庭に持ち帰っていない状況であるとか、様々配慮すべきことがたくさんあるということも承知の上でありますけれども、ぜひこの機会に、今までも検討していただいているということは承知いたしましたけれども、タブレット端末を活用した相談できる体制づくり。これまで、現在までこの場でお示しいただける範囲の中でお聞かせいただければと思うのですけれども、現在このＩＣＴモデル校では、どのような取組をされているのか、工夫をされているのかということをお聞かせいただければありがたく思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（加澤　明君）　教育長。

○教育長（山内康之君）　ただいまの再質問は、タブレット端末の自宅持ち帰りによって、気軽に悩み相談ができないかというふうな、そういった再質問かと受け止めております。

令和４年度にオフラインでの持ち帰り学習は各校の意向に応じて実施できるよう、環境整備をしてまいりました。また、オンラインでの持ち帰り学習は、基本的には緊急時を想定しているところでございますが、家庭においてオンラインで活用をする場合、当市におけるタブレット端末の通信回線はＷｉ－Ｆｉを利用していることから、環境が整っていない場所でのタブレット端末の利用については、ルーターの貸し出しにより対応することとしております。市内のモデル校においても、そういった形で行われておるというふうなことでございます。

今後は、現在実施中の市内モデル事業校による実証実験を通して、成果や課題を改めて洗い出して、タブレット端末をオンライン環境下で自宅に持ち帰り、市内全ての児童生徒の悩みやＳＯＳ、また、心や体調の変化をもキャッチすることができるよう、また、併せてＳＯＳの出し方等も子供たちに指導しながら、相談のしやすい環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（加澤　明君）　以上で、春日洋子議員の質問を終わります。

これをもって、一般質問を終わります。

◎日程第　２　議案第　１号から
日程第３０　議案第２９号まで

○副議長（加澤　明君）　次に、日程第２議案第１号令和６年度三沢市一般会計予算から、日程第３０　議案第２９号市道の路線の認定についてまでを一括議題といたします。

◎日程第３１　総括質疑

○副議長（加澤　明君）　日程第３１　ただ

いま一括議題といたしました全議案に対し、総括質疑を行いますが、通告がありませんので、総括質疑を終結します。

◎日程第３２　議案第３０号

○副議長（加澤　明君）　日程第３２　議案第３０号令和５年度三沢市一般会計補正予算（第８号）を議題とします。

この議案は、昨日、当局より追加議案として提出されたものです。

提案理由の説明を願います。

市長。

○市長（小檜山吉紀君）　本日、追加上程されました議案の概要について御説明申し上げます。

議案第３０号令和５年度三沢市一般会計補正予算（第８号）は、住民税均等割のみ課税世帯などに対する物価高騰支援給付金の給付及び道路の除雪業務に要する経費の補正となっております。

この結果、補正総額は、歳入歳出ともに３億１，４５０万円の増額補正となり、既定額との累計では２６１億８，８４２万４，０００円となったところであります。

以上、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど議案審議の際に、本職並びに関係部長等から御説明を申し上げたいと存じます。

何とぞ、慎重御審議の上、原案のとおり御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○副議長（加澤　明君）　これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（加澤　明君）　ないようですので、質疑を終結します。

◎日程第３３　特別委員会の設置及び議案の付託

○副議長（加澤　明君）　日程第３３　特別委員会の設置及び議案の付託を行います。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第１号から議案第３０号までの審査に当たりましては、１５名をもって構成する予算審査特別委員会、８名をもって構成する補正予算審査特別委員会、７名をもって構成する条例等審査特別委員会をそれぞれ設置し、これに付託の上、慎重に行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（加澤　明君）　御異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会、定数１５名、補正予算審査特別委員会、定数８名、条例等審査特別委員会、定数７名をそれぞれ設置し、これに付託することに決しました。

それでは、議案の付託を行います。

予算審査特別委員会には議案第１号から議案第８号までの計８件を、予算審査特別委員会には議案第９号から第１３号まで及び議案第３０号の計６件を、条例等審査特別委員会には議案第１４号から議案第２９号までの計１６件を、それぞれ付託します。

◎日程第３４　特別委員会委員の選任

○副議長（加澤　明君）　日程第３４　特別委員会委員の選任を行います。

ただいま設置されました３特別委員会の委員の選任については、三沢市議会委員会条例第８条第１項の規定により、お手元に配付またはタブレットに配信しております特別委員会委員及び付託議案一覧表のとおり指名します。

なお、特別委員会委員の方々は、次の休憩中に、委員長、副委員長をそれぞれ互選し、議長まで報告願います。

また、ただいま設置されました各特別委員会の組織会は、初めに予算審査特別委員会を大会議室において行い、引き続き補正予算審査特別委員会を大会議室、条例等審査特別委員会を第２会議室において、それぞれ願います。

この際、委員会開催のため、暫時休憩しま

す。

午後　２時２８分　休憩

午後　２時３５分　再開

○副議長（加澤　明君）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど設置されました３特別委員会の委員長、副委員長の互選の結果を報告します。

予算審査特別委員会委員長、馬場騎一委員、副委員長、西村盛男委員。補正予算審査特別委員会委員長、佐々木卓也委員、副委員長、下山光義委員。条例等審査特別委員会委員長、森三郎委員、副委員長、久保田隆二委員とそれぞれ決した旨の報告がありました。

○副議長（加澤　明君）　以上で、本日の日程は終了しました。

なお、明日から１８日までは、特別委員会審査等のため、本会議は休会となります。

次回本会議は、１９日午前１０時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会します。

午後　２時３６分　散会